

# 第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年3月

上牧町

## はじめに

平成 24（2012）年 8 月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする関連 3 法が成立し、平成 27（2015）年 4 月から、「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。市町村においては、この新制度に基づき、子育て家庭のニーズの把握を行った上で、幼稚園・保育所などの教育・保育事業や、地域における子育て支援の確保や内容の充実を図る「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町におきましては、上牧町子ども・子育て会議を設置して学識経験者や教育・保育関係者、子育て中の住民の方など様々な立場の方からご意見を頂戴し、議論を重ねた上で、平成 27（2015）年 3 月に「上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子どもたちこそまちの未来 ～子どもたちの笑顔でいっぱいのみちづくり～ ～子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援～』を基本理念に掲げて、子どもと子育て家庭に対して様々な子ども・子育て施策に取り組んできました。

この間、我が国においては、少子高齢化や核家族化がさらに進行し、就労形態の変化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、ライフスタイルの多様化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。また、少子化の進行による児童生徒数の減少に加え、地域のつながりの希薄化などから家庭や地域での子育て力が低下する中、子育て家庭の不安や負担が増加していることが問題となっています。

このような社会情勢の中、これまでの 5 年間の計画期間が終了することに伴い、改めて調査を実施して子育て家庭のニーズを把握し、子ども・子育て会議や庁内での議論を重ねた上で、計画の基本理念を継承した「第 2 期上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

“子どもの最善の利益”が優先される社会を実現するために、だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられるまちと、子ども自身が健やかに育っていけるまちづくりを目指します。これまで以上に、関係機関・団体のご協力を賜りながら、住民の皆さまと一緒に子どもたちが輝ける未来を目指し、明るい笑顔を増やしていきたいと思っておりますので、尚一層のご支援とご協力を心からお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました上牧町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆さま、常日頃から子どもと子育て支援に携わっていただいている皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

上牧町長 今中富夫





# 目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 計画の対象.....	2
5. 住民の意見の反映と情報公開.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
1. 近年の人口の推移と割合.....	3
2. 人口構造.....	4
3. 出生の状況.....	5
4. 自然動態と社会動態.....	6
5. 婚姻の状況.....	7
6. 子どものいる世帯の状況.....	8
7. 女性の就労状況.....	10
8. 人口の推計.....	11
9. 子どもの人口推計.....	12
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況.....	14
1. 保育サービスの状況.....	14
2. 保健医療サービスの状況.....	16
3. 子育て支援サービスの状況.....	18
4. 小学生児童への支援サービス.....	19
5. 小中学校の状況.....	20
6. 相談事業の状況.....	21
7. 公園の整備状況.....	22
8. 経済的支援の状況.....	23
第4章 ニーズ調査結果と計画策定に向けた視点.....	24
1. 調査概要.....	24
2. 結果概要.....	25
3. 計画策定に向けた視点.....	32
第5章 基本理念と施策体系.....	34
1. 計画の基本理念.....	34
2. 計画の基本目標.....	35
3. 施策体系.....	36

第6章 施策の展開.....	37
1. ゆとりのある子育て生活の推進.....	37
2. 子どもの夢を育む教育環境の充実.....	42
3. 親子の健康の確保と増進.....	46
4. 安心・安全のまちづくりの推進.....	49
第7章 量の見込みと確保方策.....	51
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域.....	51
2. 未就学児童の教育・保育事業の量の見込みと確保方策 .....	52
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	56
第8章 計画の推進体制.....	64
1. 子ども・子育て会議の開催.....	64
2. P D C Aサイクルによる検証.....	64
資 料.....	65
1. 上牧町子ども・子育て会議設置条例.....	65
2. 上牧町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置規則 .....	66
3. 上牧町子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定委員会 委員名簿.....	67
4. 計画策定の経過.....	69

# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

上牧町では現在、「上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

しかしながら、少子高齢化や地域のつながりの希薄化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における「子育て力」は低下しており、町として、子育て家庭への支援を一層強化していくことが求められている現状となっています。また、今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の充実を大切な視点とするとともに、町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、現行計画の理念を引き継いだ「第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

## 3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
上牧町子ども・子育て支援事業計画					第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 計画の対象

本計画における「子ども」とは乳幼児から概ね18歳までの児童生徒とし、町内のすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

## 5. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は住民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

### (1) 「ニーズ調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、小学校6年生以下の児童を扶養しているすべての世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、本計画の策定及び今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。

### (2) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、有識者、関係機関や各種団体の代表、町職員などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画策定委員会を兼ねた子ども・子育て会議を開催し、第2期計画の策定について協議・検討を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

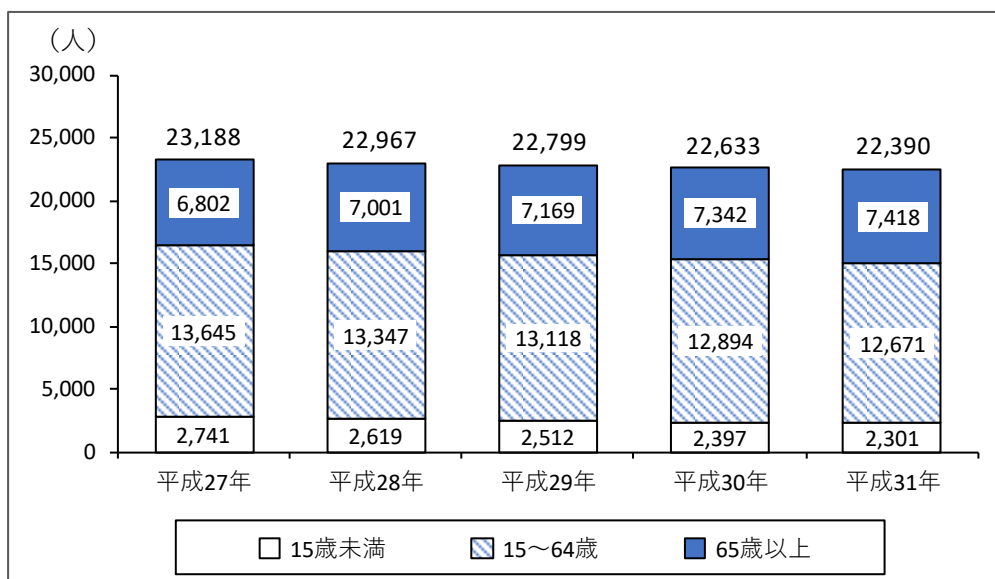
計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた住民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1. 近年の人口の推移と割合

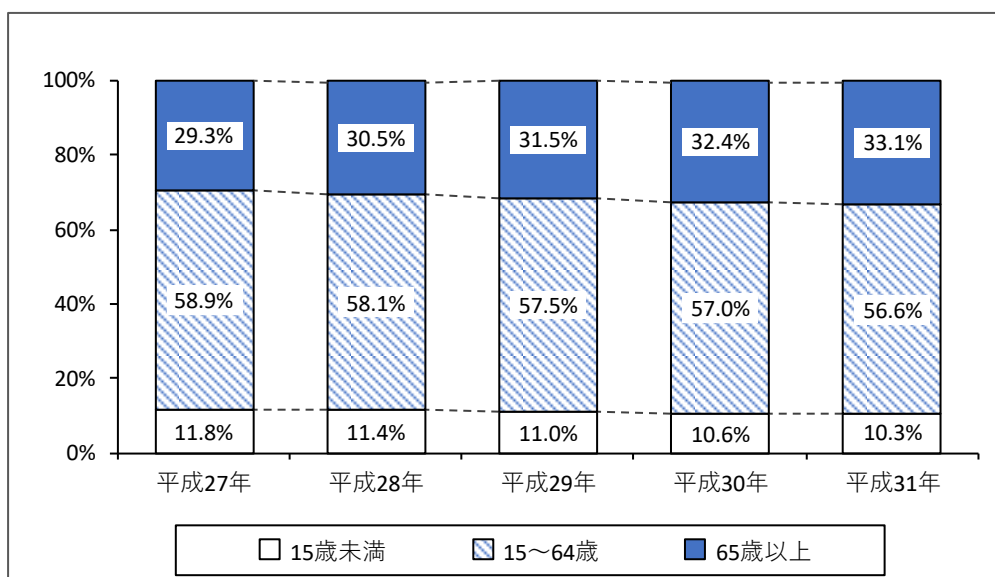
年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が年々進んでいます。

#### ◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

#### ◆人口の割合◆



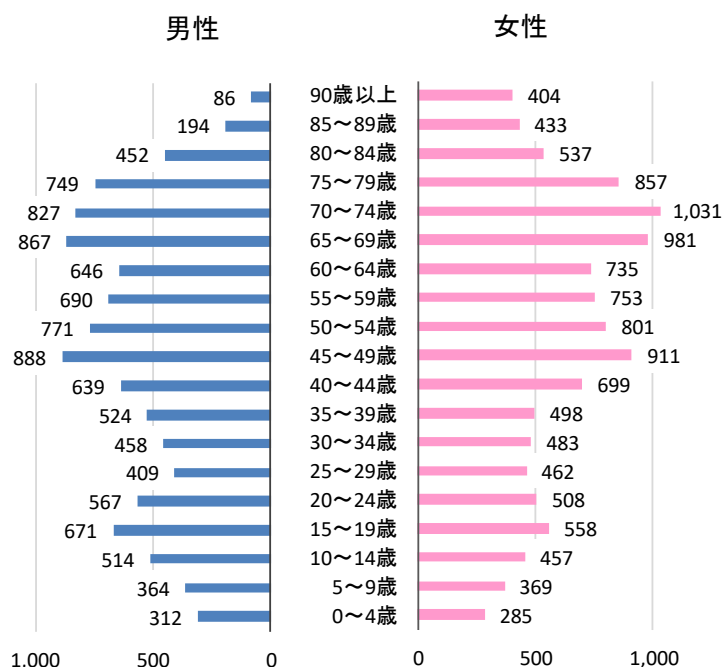
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



## 2. 人口構造

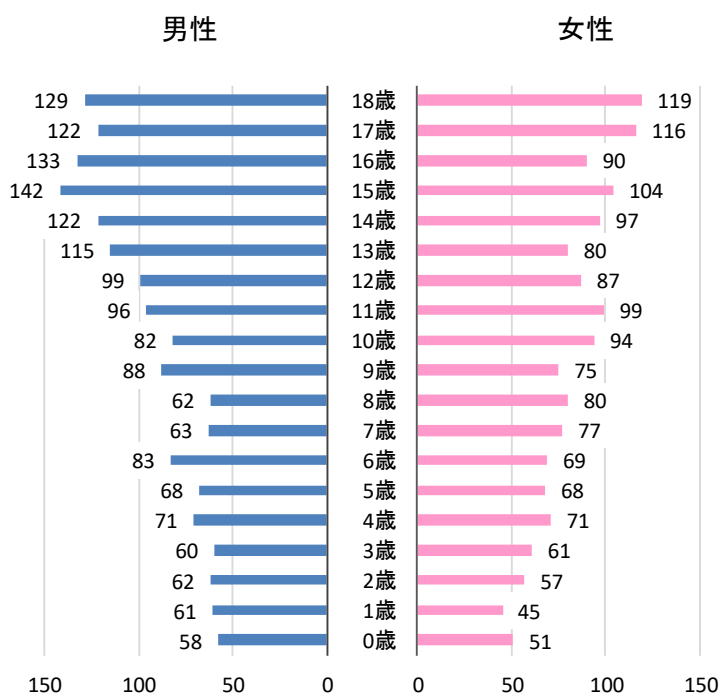
全体では、15歳未満の子どもと子育て世代と呼べる25～44歳の層が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級で見ると、年齢が下がるにつれて減少の傾向にあります。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31（2019）年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

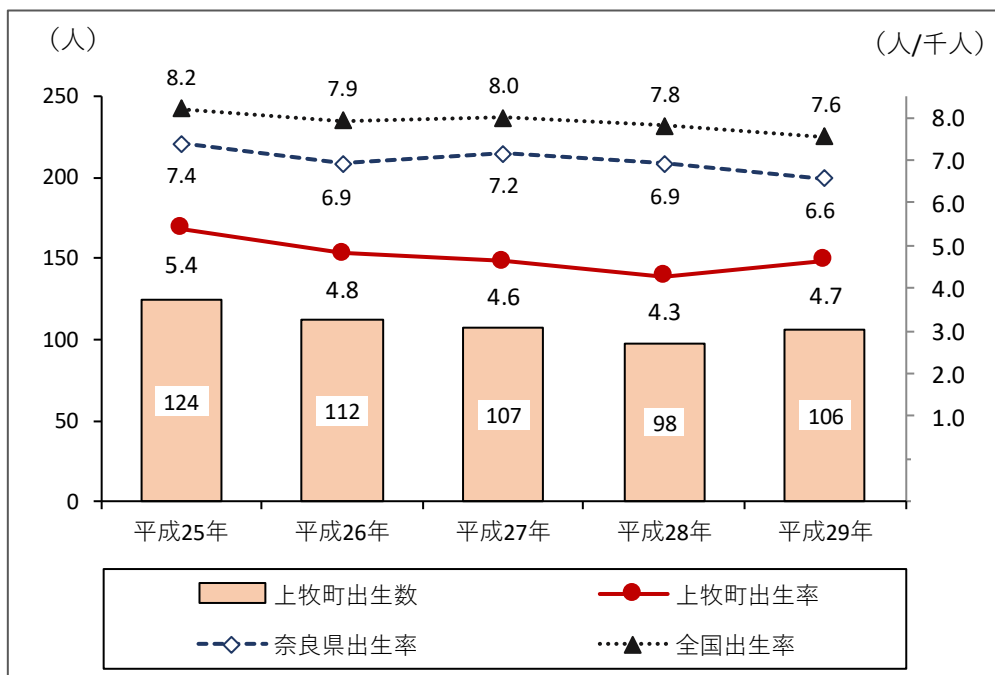


資料：住民基本台帳（平成31（2019）年4月1日時点）

### 3. 出生の状況

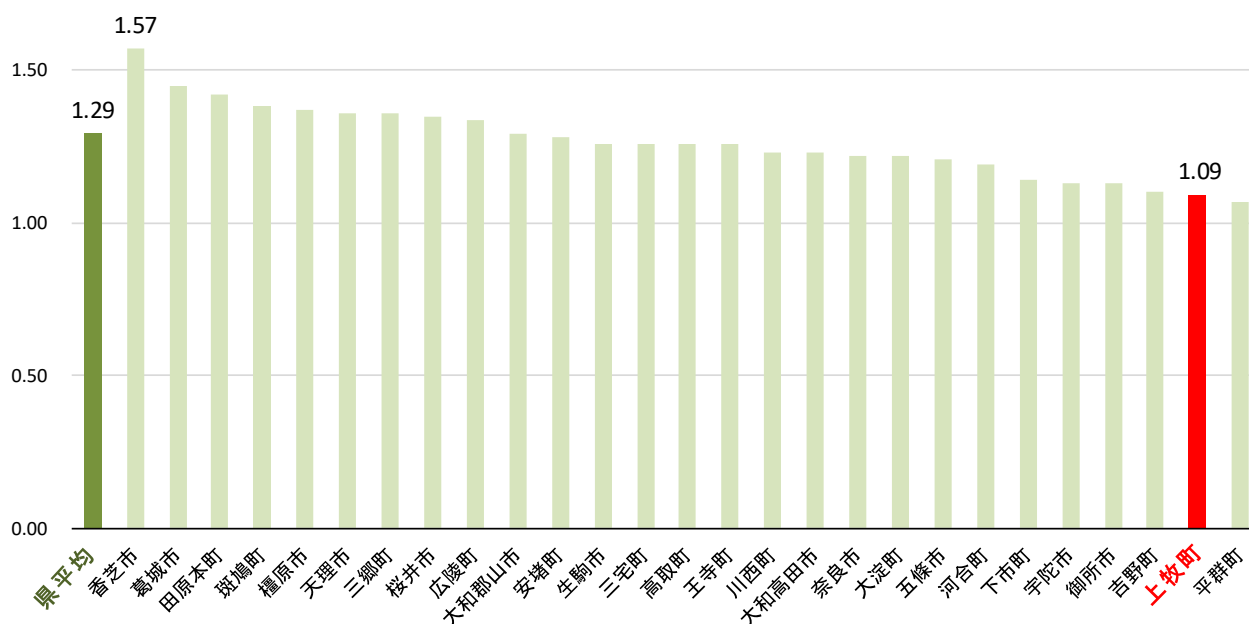
出生数は、近年減少傾向にあります。平成29（2017）年は増加に転じました。出生率は、全国及び県と比べて低い値で推移しています。合計特殊出生率について県内市町で比較すると、本町は2番目に低くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

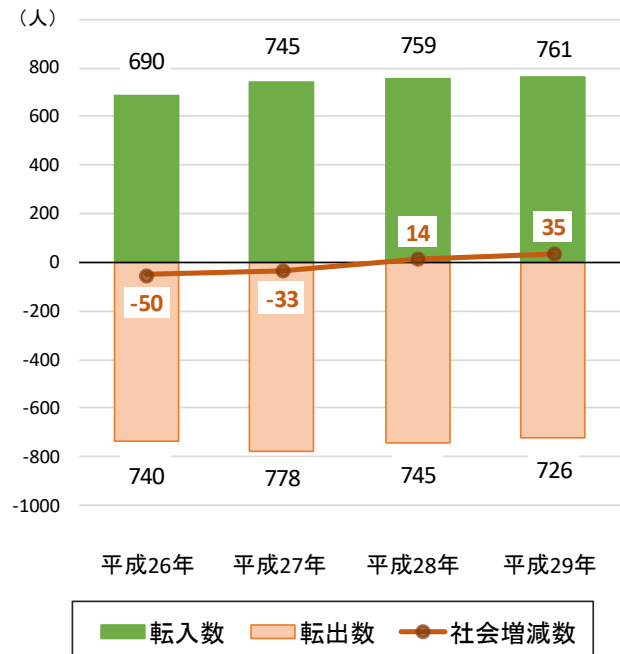
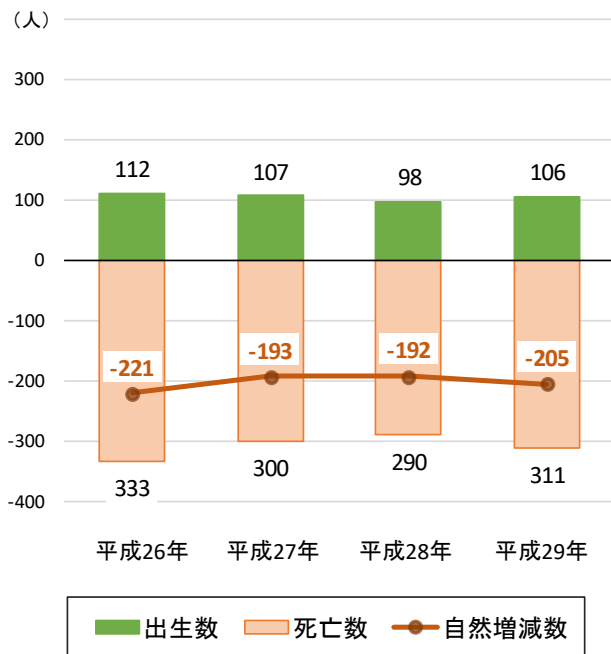


資料：人口動態統計特殊報告（平成20～24（2008～2012）年の値）

## 4. 自然動態と社会動態

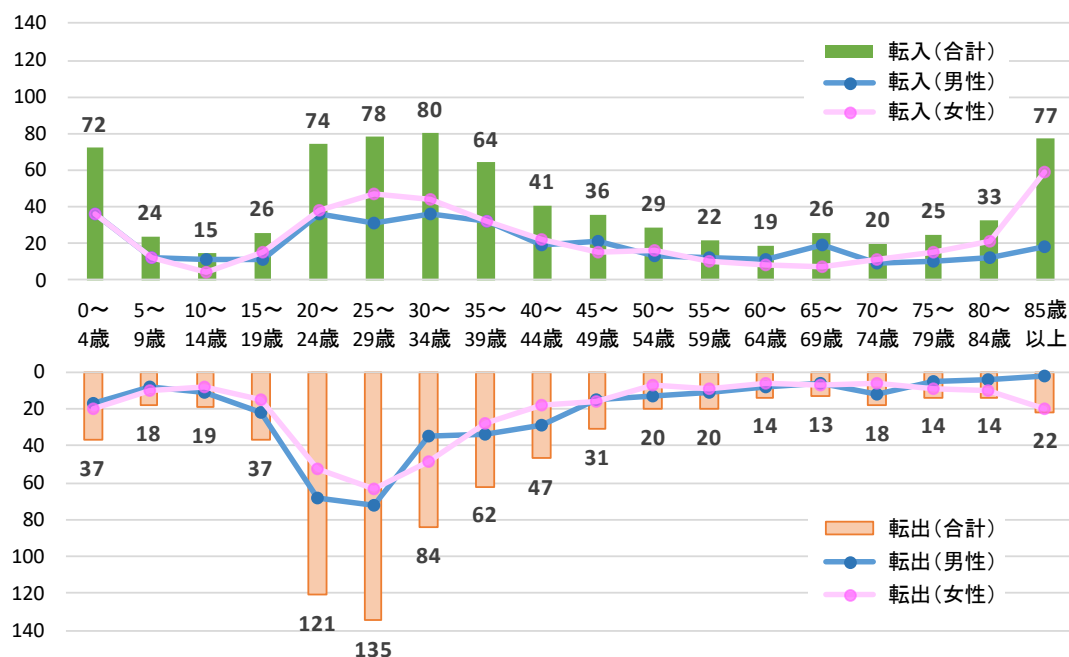
自然動態は減少で推移していますが、出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が原因と推測されます。社会動態は、近年は概ね拮抗しており、平成28（2016）年には増加に転じました。また、5歳階級別の転入と転出をみると20代の転出数が多いため、若者の定住を促進する様々な施策を講じる必要があります。

### ◆自然動態と社会動態◆



資料：住民基本台帳

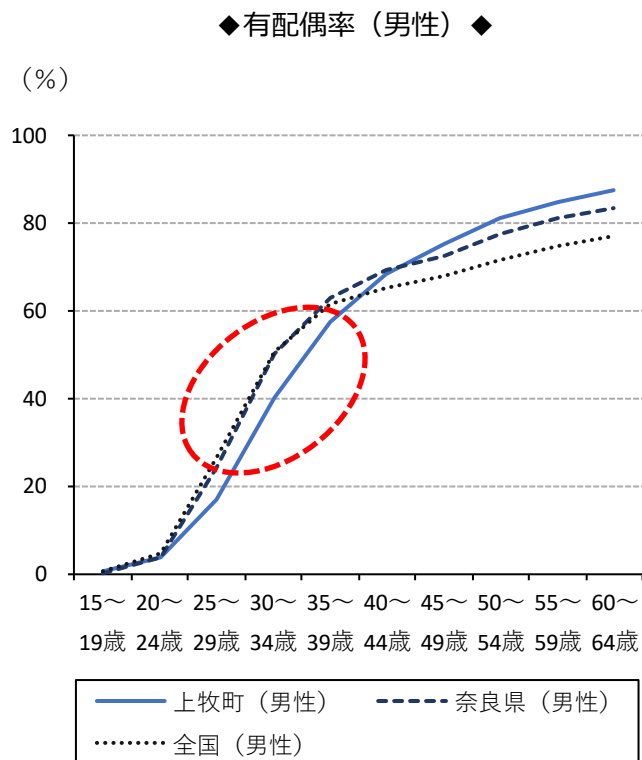
### ◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



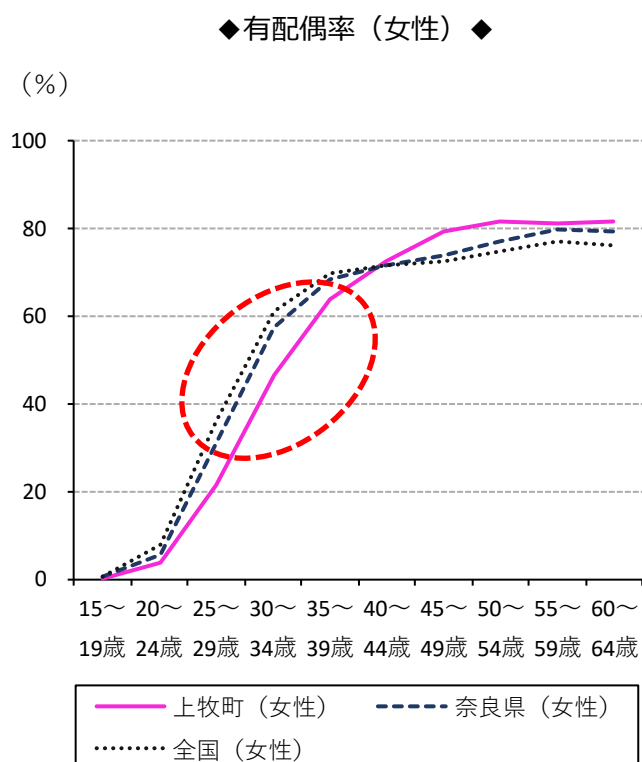
資料：住民基本台帳人口移動報告（平成30（2018）年）

## 5. 婚姻の状況

婚姻の状況を有配偶率で見ると、全国及び県と比べて、男性・女性ともに子育て世代である25～39歳の有配偶率が低くなっています。



資料：国勢調査（平成27（2015）年）

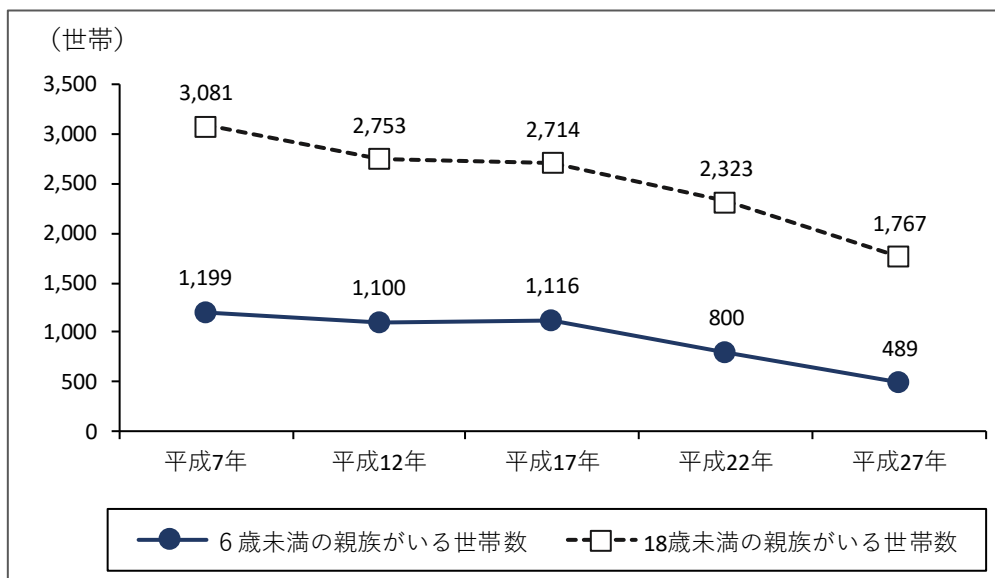


資料：国勢調査（平成27（2015）年）

## 6. 子どものいる世帯の状況

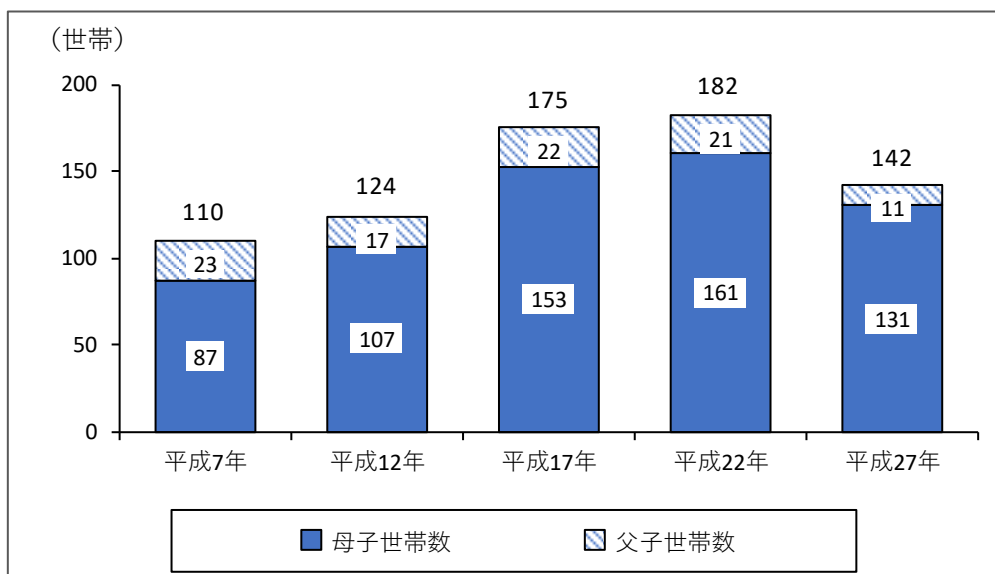
子どものいる世帯数は、一貫して減少しています。また、ひとり親世帯数は、増加傾向にありましたが、子どものいる世帯数の減少に伴って平成27（2015）年には減少に転じました。

◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

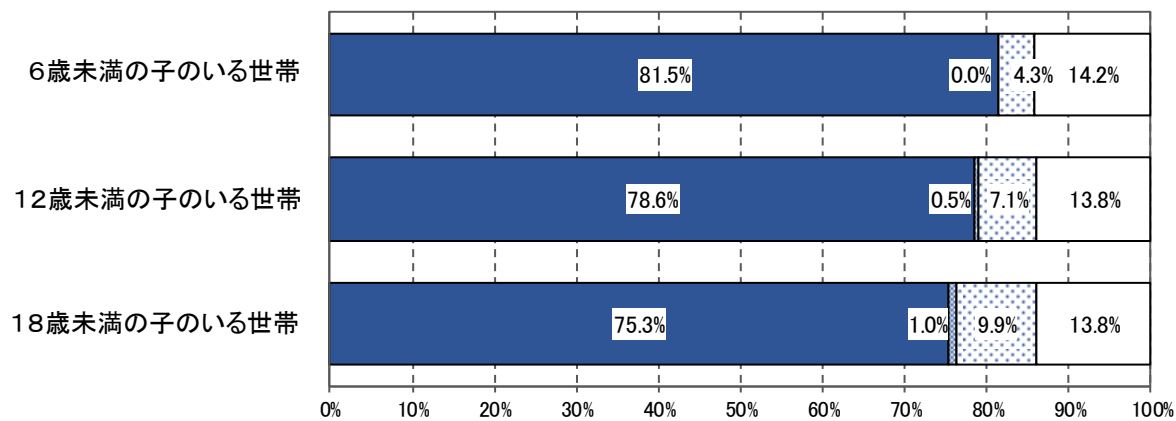
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

子どものいる世帯の家族形態をみると、85%以上が核家族となっています。また、6歳未満の子のいる世帯では4.3%、18歳未満の子のいる世帯では10.9%がひとり親世帯となっており、核家族やひとり親世帯への子育て支援の充実が必要です。

◆子どものいる世帯の家族形態◆



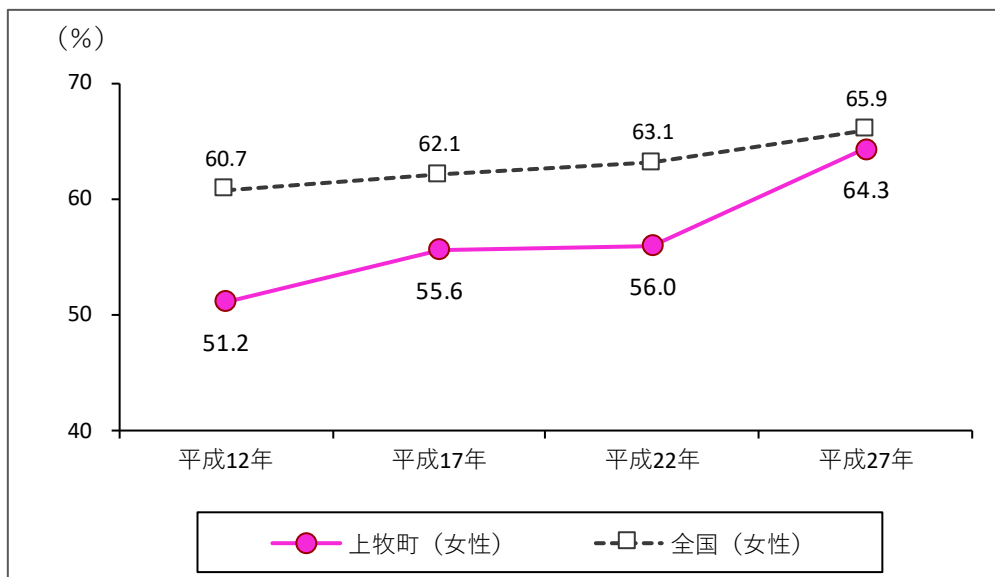
■ 核家族(両親と子ども)   ■ 核家族(男親と子ども)   ■ 核家族(女親と子ども)   □ 核家族以外の世帯

資料：国勢調査（平成27（2015）年）

## 7. 女性の就労状況

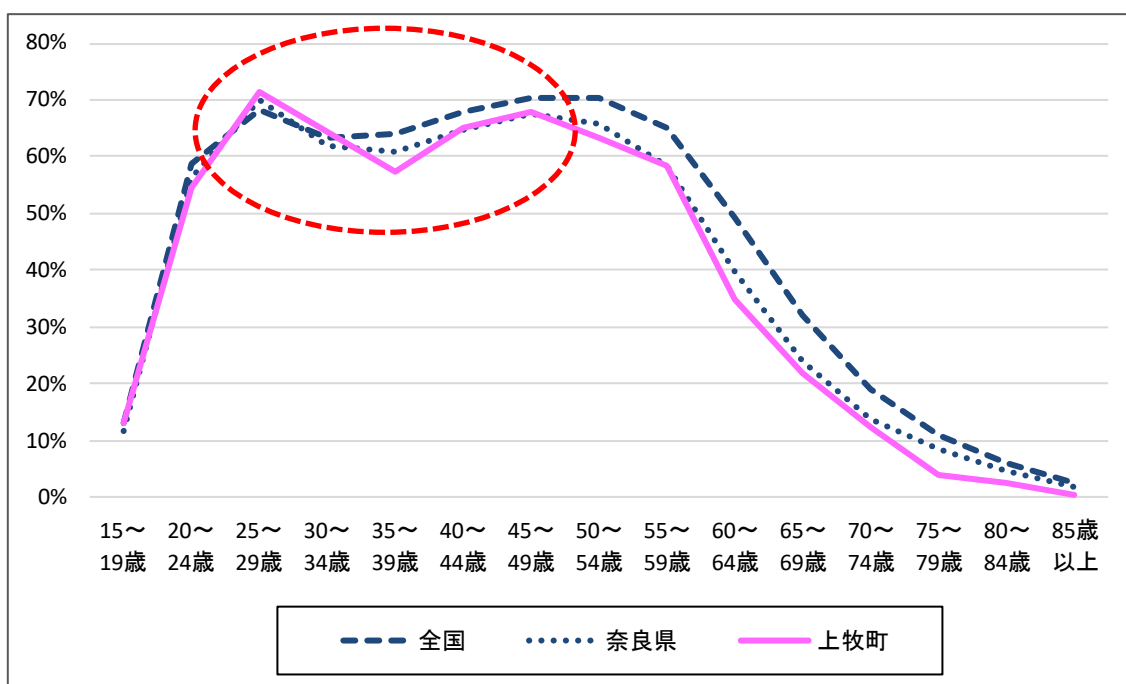
子育て世代の女性（25～44歳）の就業率をみると近年は増加傾向にあり、平成27（2015）年には全国平均とほぼ同じとなっています。また、年齢別の女性の就業率をみると、奈良県とほぼ同じような曲線を描いていますが、25～49歳では、いわゆる「M字カーブ」がみえることから、仕事をしながら子を生み育てやすい環境づくりを推進する必要があります。

◆就業率（女性 25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆女性の就業率（5歳階級別）◆

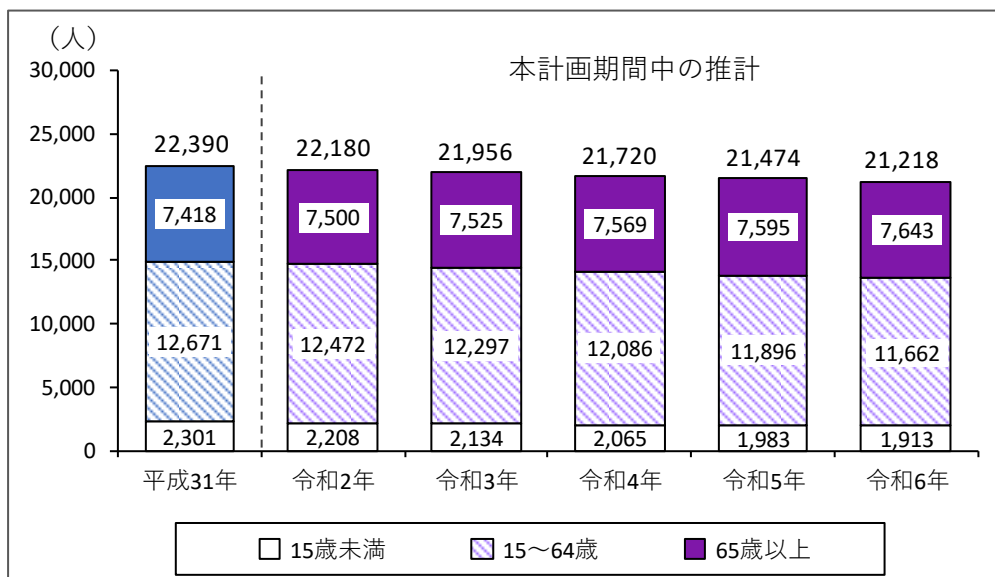


資料：国勢調査（平成27（2015）年）

## 8. 人口の推計

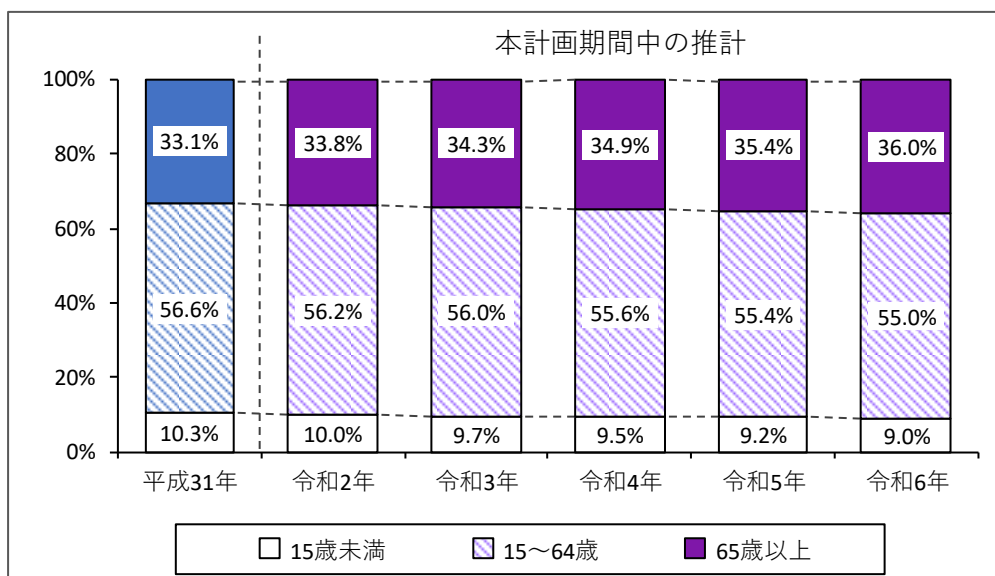
年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が一層進むことが予想されます。

### ◆人口の推移（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31（2015～2019）年の各年 4月 1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

### ◆人口の割合（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31（2015～2019）年の各年 4月 1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）



## 9. 子どもの人口推計

本計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

### ◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	109	97	94	90	87	83
1歳	106	118	106	102	97	94
2歳	119	109	121	109	105	100
3歳	121	126	115	128	114	110
4歳	142	124	129	118	131	117
5歳	136	145	127	132	120	133
就学前児童計	733	719	692	679	654	637
6歳	152	137	146	128	133	121
7歳	140	152	137	146	128	133
8歳	142	142	154	139	148	130
9歳	163	142	142	154	139	148
10歳	176	163	142	142	154	139
11歳	195	178	164	144	144	155
小学生児童計	968	914	885	853	846	826
12歳	186	192	175	162	142	142
13歳	195	188	194	177	164	144
14歳	219	195	188	194	177	164
中学生計	600	575	557	533	483	450
15歳	246	221	197	190	196	179
16歳	223	239	215	191	184	191
17歳	238	223	239	215	191	184
高校生計	707	683	651	596	571	554
合計	3,008	2,891	2,785	2,661	2,554	2,467

資料：住民基本台帳（平成27～31（2015～2019）年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

## ◆上牧町をめぐる現状◆

### 人口の推移や人口構造による視点

上牧町では近年、高齢者（65歳以上）は増加する一方で、65歳未満の人口減少が進んでおり、結果として少子高齢化が進んでいます。人口構造では子育て世代と呼べる25～44歳の層が少なく、出生率も近年は国や県と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させています。

### 自然増減・社会増減による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移していますが、社会動態（転入数と転出数の差）は概ね拮抗して推移しています。5歳階級別の転入と転出をみると20代の転出数が多いため、町に生まれ育った若者が町に留まりやすい環境整備が求められます。

### 家族構成による視点

子どものいる世帯のうち核家族の割合は85%以上となっており、ひとり親世帯への支援も含めて、子育て家庭の核家族化を認識した様々な支援を行っていく必要があります。

### 婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44歳）で見ると、国や県と比べて、上牧町では男性・女性ともに子育て世代である25～39歳の有配偶率が低くなっています。その一方で、子育て世代の女性の就業率は高まりが見られるため、子育て家庭における共働きの増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

### 人口推計による視点

全体として、人口減少・少子高齢化の流れは変わることなく、18歳未満の人口についても平成31（2019）年と本計画期間終了の令和6（2024）年を比較すると、15%以上の減少が見込まれています。

人口推計は厳しい見通しではありますが、子どもの人口減少の原因は主に出生数の低下であることから、子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

## 第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

### 1. 保育サービスの状況

#### ■ 町内の保育所・幼稚園（平成31（2019）年4月1日現在）

町内の保育所は、認可保育所4か所、認可外保育所2か所となっており、幼稚園は2か所となっています。

名称	施設の種類
上牧第1保育所	公立認可保育所
慈光保育園	私立認可保育所
西大和黎明保育園	
やまびこ保育園	
友紘会病院たんぽぽ園	認可外保育所（院内） ※地域枠の設定はありません。
服部記念病院白鳩保育園	
上牧幼稚園	公立幼稚園
片岡台幼稚園	私立幼稚園

#### ■ 認可保育所の状況（各年度4月1日現在）

平成31（2019）年4月における保育所の入所児童数は、公立・私立合わせて317人であり、定員に対する在籍率は73.7%となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置数（か所）	4	4	4	4	4
公立	1	1	1	1	1
私立	3	3	3	3	3
定員数（人）	430	430	430	430	430
公立	60	60	60	60	60
私立	370	370	370	370	370
入所児童数（人）	308	307	294	311	317
公立	48	44	51	55	55
私立	260	263	243	256	262
町外委託児童数（人）	17	17	17	15	11
待機児童数（人）	0	0	0	0	0
未就学児童数（人）	805	781	764	751	733

■ 幼稚園の状況（各年度5月1日現在）

令和元（2019）年5月における幼稚園の入園児童数は、公立・私立合わせて302人となっていますが、私立幼稚園の利用者のうち、町外が124名おられることから、町内の方が町内の幼稚園を利用している人数は178人となっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
設置数（か所）		2	2	2	2	2	
	公立	1	1	1	1	1	
	私立	1	1	1	1	1	
定員数（人）		560	560	560	560	560	
	公立	300	300	300	300	300	
	私立	260	260	260	260	260	
入園児童数（人）		411	400	387	341	302	
	公立	163	158	168	161	155	
	私立		248	242	219	180	147
		町内	22	25	26	24	23
		町外	226	217	193	156	124
町外委託児童数（人）	0	0	3	3	3		
未就学児童数（人）	805	781	764	751	733		

■ 特別保育の状況（各年度4月1日現在）

平成31（2019）年4月における特別保育の利用者数は、乳児保育は15人、障がい児保育は3人となっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳児保育	実施数（か所）	4	4	4	4	4
	利用者数（人）	14	9	11	18	15
障がい児保育	実施数（か所）	3	3	4	4	2
	利用者数（人）	8	6	11	6	3

## 2. 保健医療サービスの状況

### ■ 乳幼児健康診査の状況

平成 30（2018）年度の乳幼児健康診査の受診率は、乳児健診から1歳6か月児健診は9割台となっていますが、3歳児健診では8割台となっており、受診率の向上のため、未受診児については、家庭訪問、文書、電話などの受診勧奨を行っています。

		実績値				参考値 (10月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳児健診	該当児数（人）	105	97	109	125	26
	受診児数（人）	104	96	107	123	24
	受診率（%）	99.0	98.9	98.2	98.4	92.3
10か月児健診	該当児数（人）	122	108	105	105	46
	受診児数（人）	116	104	97	99	44
	受診率（%）	95.1	96.3	92.4	94.3	95.7
1歳6か月児健診	該当児数（人）	130	116	119	115	33
	受診児数（人）	121	105	114	106	30
	受診率（%）	93.1	90.5	95.8	92.2	90.9
3歳児健診	該当児数（人）	134	142	125	143	44
	受診児数（人）	118	127	110	127	36
	受診率（%）	88.1	89.4	88.0	88.8	81.8

### ■ 健康教室の参加状況

健康教室において、むし歯予防や食べ物の大切さを指導しています。

		実績値				参考値 (10月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
むし歯予防教室 (年長)	実施回数（回）	2	2	2	2	1
	延参加者数（人）	22	27	19	18	10
もぐもぐ教室 (第1保育所)	実施回数（回）	2	2	2	2	1
	延参加者数（人）	24	24	19	22	18
もぐもぐ教室 (上牧幼稚園)	実施回数（回）	1	1	1	1	1
	延参加者数（人）	54	50	49	47	62

※ むし歯予防教室の対象者は年長・年中。第1保育所のもぐもぐ教室は年長が対象。

## ■ 健康相談事業の状況

子育てに関する様々な相談窓口を開設しています。

		実績値				参考値 (10月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳児相談	実施回数(回)	12	12	12	12	4
	延参加者数(人)	74	87	99	52	21
幼児相談	実施回数(回)	12	12	12	12	3
	延参加者数(人)	88	71	94	62	23
ささゆりルーム	実施回数(回)	24	24	24	24	3
	延参加者数(人)	157	149	158	163	29

※ ささゆりルームは0歳から未就学までの乳幼児が対象

### 3. 子育て支援サービスの状況

#### ■ 子育て支援センター

上牧町では、子育て世代包括支援センターを 2000 年会館（保健福祉センター）に設置し、令和 2（2020）年 4 月より開設します。

妊産婦・乳幼児などの状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師などの専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児などに切れ目のない支援を提供していきます。

名称	所在地	開設日時
子育て世代包括支援センター	2000 年会館（保健福祉センター） 上牧町上牧 3245-1	平日 8:30~17:15

#### ■ 地域子育て支援拠点事業

未就学の子どもとその親を対象として、2000 年会館にて月・水・金曜日に「サロンぽけっと」、ラスパ西大和店にて毎週金曜日に「出張サロンぽけっと」を実施しています。（いずれも開設時間は 10:00~15:00）

また、0~3 歳までの子どもとその親を対象として、2000 年会館にて毎月 1 回、ふれあい遊びやリズム遊びなどを行う「おひさま広場」を実施しています。（参加には事前登録が必要です）

		実績値				参考値 (10月1日時点)
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
サロンぽけっと	実施回数（回）	136	136	135	135	58
	延参加者数（人）	3,558	3,074	2,492	2,535	1,111
出張サロンぽけっと	実施回数（回）	48	49	47	42	20
	延参加者数（人）	716	926	803	852	338
おひさま広場	実施回数（回）	30	30	30	30	15
	延参加者数（人）	908	916	920	762	336

#### ■ その他の子育て支援事業

##### ●子育てネットかんまき、託児グループ「ひまわり」

子育て中の母親がゆっくり休みたい時や、母親が病気や用事で子どもをみることが出来ない時など、地域の子育てサポーターが子どもの託児を行います。また、保育所や学校への送迎などもお手伝いします。

##### ●きらっと

不登校や家庭環境など様々な暮らしにくさを抱える子どもを対象に、身近な地域での子どもの居場所づくりや学習支援を実施し、地域のボランティアとともに個々の子どもの育ちに寄り添い支援します。

## 4. 小学生児童への支援サービス

### ■ 学童保育所の状況（各年度5月1日現在）

昼間、保護者が労働などで不在のため保育できない家庭の小学生に、健全な遊びや生活の指導を行います。公立の学童保育所（対象：小1～小6）は、平日（放課後～18:00）、土曜（8:30～18:00）・長期休暇（8:00～18:00）に各小学校に開設しています。また、私立の学童保育所（対象：小1～小6）が西大和黎明保育園とやまびこ保育園（令和元（2019）年度から）において「元気クラブ」として開設されています。いずれも一定の利用料がかかります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置数（か所）	4	4	4	4	5
利用児童数（人）	207	182	206	186	198
1年生	78	68	71	52	68
2年生	69	52	59	54	50
3年生	50	49	38	42	43
4年生	8	10	30	18	22
5年生	2	3	6	14	10
6年生	0	0	2	6	5

### ■ ペガサス教室（通級指導教室）

発語・コミュニケーション・行動・学習などの面において、特に支援が必要と認められる子どもに対して、必要な時間だけ通って個別や小集団で学習する教室です。指導時間や回数については子どもによって異なり、子どもの状態に応じて個々に計画を立てて学習を進めていきます。上牧第二小学校に設置しています。

### ■ まきっ子塾

小学1～3年生を対象に、学習習慣の定着や家庭の負担軽減を目的として実施しています。毎週水曜日の放課後、教員経験者や学生による学習アドバイザーが来校し、子どもの指導にあたっています。



## 5. 小中学校の状況

### ■ 小学校の状況（各年度5月1日現在）

町内の公立小学校は3校です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数（校）	3	3	3	3	3
児童数（人）	1,184	1,112	1,031	981	955
1年生	166	158	138	141	151
2年生	189	169	157	137	139
3年生	186	192	170	160	141
4年生	186	189	191	167	159
5年生	213	189	185	192	170
6年生	244	215	190	184	195

### ■ 中学校の状況（各年度5月1日現在）

町内の公立中学校は2校となっており、すべての中学校でスクールカウンセラーと心の相談員が設置されています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数（校）	2	2	2	2	2
生徒数（人）	674	641	621	580	543
1年生	210	212	198	170	170
2年生	217	210	212	201	172
3年生	247	219	211	209	201
スクールカウンセラー配置校（校）	2	2	2	2	2
心の相談員設置校数（校）	2	2	2	2	2

### ■ いじめ・不登校の状況

		実績値				参考値 (10月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
いじめ認知件数（件）	小学生	2	0	43	85	70
	中学生	20	6	47	8	19
	合計	22	6	90	93	89
不登校児童数（人）	小学生	2	1	5	9	1
	中学生	13	10	37	24	11
	合計	15	11	42	33	12

※不登校児童・生徒とは、30日以上欠席したもの（病気欠席を除く）です。

## 6. 相談事業の状況

### ■ 家庭児童相談の状況

上牧第1保育所において、子育てに関する悩みや思い、食事面についての心配事・病気・家庭の悩みなどを随時相談できるように家庭支援推進事業を実施しています。

	実績値				参考値 (10月1日時点)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数（延件数）	15	12	24	15	15

### ■ 虐待の状況

		実績値				参考値 (10月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通告件数	延件数（件）	44	67	51	66	24
非該当件数	実件数（件）	18	28	5	2	0
認知件数	実件数（件）	26	39	46	64	24
処遇数	実件数（件）	26	39	46	64	24

## 7. 公園の整備状況

### ■ 公園の整備状況（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）

校区	名称	所在地	設備	面積
上二小	桜ヶ丘 1 号公園	桜ヶ丘 1-4	遊具、水道	2,267 m <sup>2</sup>
上二小	桜ヶ丘 2 号公園	桜ヶ丘 1-17	遊具、水道	2,746 m <sup>2</sup>
上二小	桜ヶ丘公園	桜ヶ丘 3-34-1	遊具、水道	9,428 m <sup>2</sup>
上二小	片岡台 1 号公園	片岡台 1-5-1	遊具、水道	1,503 m <sup>2</sup>
上二小	片岡台 2 号公園	片岡台 2-10-1	遊具、水道	2,213 m <sup>2</sup>
上二小	友が丘東公園	友が丘 1-726-64	遊具、水道	1,433 m <sup>2</sup>
上二小	友が丘西公園	友が丘 1-726-171	遊具、水道	1,542 m <sup>2</sup>
上小	上牧第 1 児童公園	上牧 3799-1	遊具、水道	1,081 m <sup>2</sup>
上二小	梅の木公園	下牧 7-22-23	遊具	163 m <sup>2</sup>
上二小	丸尾公園	下牧 7-53-1	遊具、水道	380 m <sup>2</sup>
上三小	大和団地公園	服部台 4-843-41	遊具、水道	355 m <sup>2</sup>
上三小	服部児童公園	服部台 1-3491-3	遊具	245 m <sup>2</sup>
上小	北上牧第 1 児童遊園	上牧 3892	遊具	587 m <sup>2</sup>
上小	北上牧第 2 児童遊園	上牧 4728-1	水道	484 m <sup>2</sup>
上二小	桜ヶ丘 3 号公園	桜ヶ丘 2-23	遊具	1,396 m <sup>2</sup>
上三小	松ヶ丘公園	服部台 2-3553-22	遊具	317 m <sup>2</sup>
上二小	金富児童公園	下牧 6-82-7	遊具	111 m <sup>2</sup>
上小	南上牧児童公園	中筋出作 42	遊具	1,050 m <sup>2</sup>
上小	松里園児童公園	松里園 1-4327-42	遊具	1,739 m <sup>2</sup>
上小	ぞうさん公園	葛城台 2-1200-2	遊具、水道	8,934 m <sup>2</sup>
上小	うさぎさん公園	葛城台 3-1250-132	遊具、水道	2,653 m <sup>2</sup>
上小	りすさん公園	葛城台 1-1200-102	遊具、水道	1,995 m <sup>2</sup>
上小	上牧第 4 児童遊園	米山台 2-575	遊具、水道	682 m <sup>2</sup>
上小	上牧第 6 児童遊園	上牧 3821-1	遊具、水道	728 m <sup>2</sup>
上小	三軒屋公園	上牧 3207-1	遊具、水道	224 m <sup>2</sup>
上二小	桜ヶ丘東公園	桜ヶ丘 2-15	遊具、水道	225 m <sup>2</sup>
上二小	金富公園	下牧 6-104	遊具、水道	710 m <sup>2</sup>
上小	五軒屋児童公園	上牧 1170	遊具、水道	564 m <sup>2</sup>
上三小	滝川第 1 児童公園	滝川台 2-945-2	遊具、水道	304 m <sup>2</sup>
上三小	ゆりが丘 1 号公園	下牧 952-12	遊具	990 m <sup>2</sup>
上三小	ふれあい公園	上牧 2560-3	遊具、水道	600 m <sup>2</sup>
上小	米山台東公園	米山台 5-3376-4	遊具、水道	960 m <sup>2</sup>
上小	貴船台公園	上牧 4116-13	遊具、水道	932 m <sup>2</sup>
上三小	滝川西公園	滝川台 1-856-54	遊具、水道	427 m <sup>2</sup>
上小	久渡公園	松里園 2-4424-20	遊具	247 m <sup>2</sup>
上小	大平公園	松里園 3-4422-13	遊具、水道	361 m <sup>2</sup>
上小	ぱんださん公園	葛城台 1-1403-47	遊具、水道	972 m <sup>2</sup>
上小	かつらぎ台 5 号公園	葛城台 3-1294-7	遊具、水道	129 m <sup>2</sup>

## 8. 経済的支援の状況

### ■ 各種手当の状況

平成 30（2018）年度の受給者数は、児童手当が 1,371 人、児童扶養手当が 244 人、特別児童扶養手当が 65 人、障がい児福祉手当が 16 人となっています。

		実績値				参考値 (10月1日時点)
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童手当	対象者数（人）	2,601	2,435	2,341	2,238	2,132
	受給者数（人）	1,515	1,460	1,417	1,371	1,295
児童扶養手当	受給者数（人）	276	274	265	244	236
特別児童扶養手当	対象者数（人）	77	83	78	71	73
	受給者数（人）	70	77	69	65	67
障がい児福祉手当	受給者数（人）	20	20	20	16	16

### ■ 各種助成の状況

平成 30（2018）年度の助成件数は、乳幼児医療費助成が延 13,307 件、子ども医療費助成が延 12,665 件、ひとり親家庭等医療費助成が延 5,270 件、就学援助費助成（要・準要保護児童生徒援助費）が延 179 人、就学援助費助成（特別支援教育就学奨励費）が延 30 人となっています。

		実績値				参考値 (10月1日時点)
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乳幼児医療費助成	対象者数（人）	779	757	753	748	737
	助成延件数(件)	12,154	12,746	12,668	13,307	6,642
子ども医療費助成	対象者数（人）	1,601	1,557	1,504	1,433	1,367
	助成延件数(件)	13,689	14,864	12,611	12,665	5,986
ひとり親家庭等 医療費助成	対象者数（人）	301	567	531	502	482
	助成延件数(件)	5,525	5,610	5,073	5,270	2,741
就学援助費助成 (要・準要保護児童 生徒援助費)	援助延人数(人)	145	154	177	179	179
就学援助費助成 (特別支援教育就 学奨励費)	援助延人数(人)	37	35	34	30	31

## 第4章 ニーズ調査結果と計画策定に向けた視点

第2期計画（令和2～6（2020～2024）年度）を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に上牧町独自の調査項目を加えて、上牧町の子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

### ●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造などの地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用希望などを踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

### 1. 調査概要

調査対象	未就学児童がおられる世帯	小学生がおられる世帯
抽出方法	平成30（2018）年11月1日時点の住民基本台帳から抽出（全数調査）	
配布数	607	769
有効回収数	315	543
回収率	51.9%	70.6%
配布方法	・ 郵送による配布・回収	・ 町内の小学校を通じて配布・回収 ・ 町外の小学校に通学する世帯には郵送による配布・回収
調査期間	平成30（2018）年12月11日～12月25日	

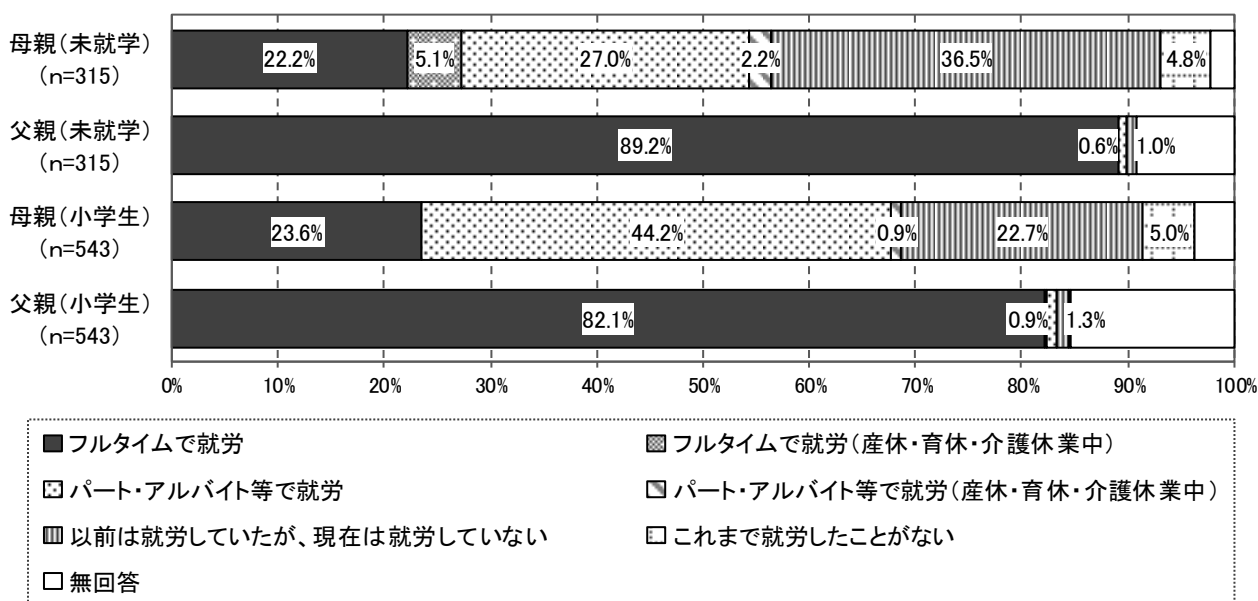
※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

## 2. 結果概要

### (1) 母親・父親の現在の就労状況（未就学児童・小学生）

未就学児童がいる母親では“就労している”（フルタイムまたはパート・アルバイトの合計）が56.5%であるのに対し、小学生がいる母親では68.7%と就労の割合が高くなっています。父親では未就学児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労」となっています。

《母親・父親の現在の就労状況》

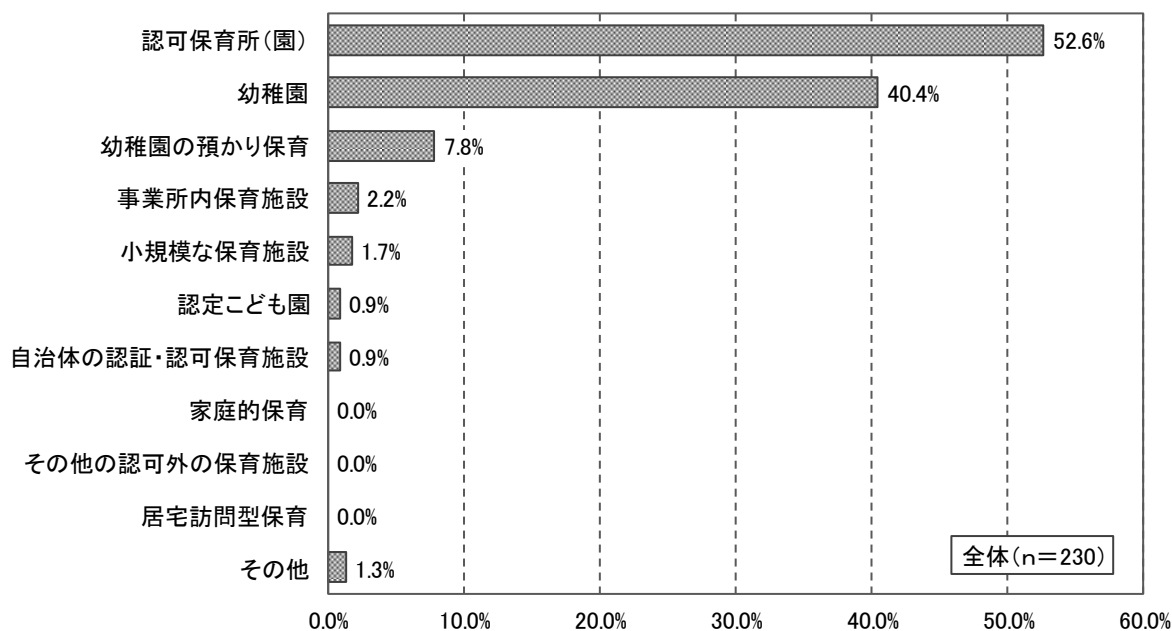


また、未就学児童のいる世帯・小学生のいる世帯ともに、母親では、「週5日」で家を出る時刻は「8時」、帰宅時刻は「18時」が最も高く、父親では、「週5日」で家を出る時刻は「7時」、帰宅時刻は「19時」が最も高い結果となっています。就労時間については、母親・父親ともに「8～9時間」が最も高くなっています。

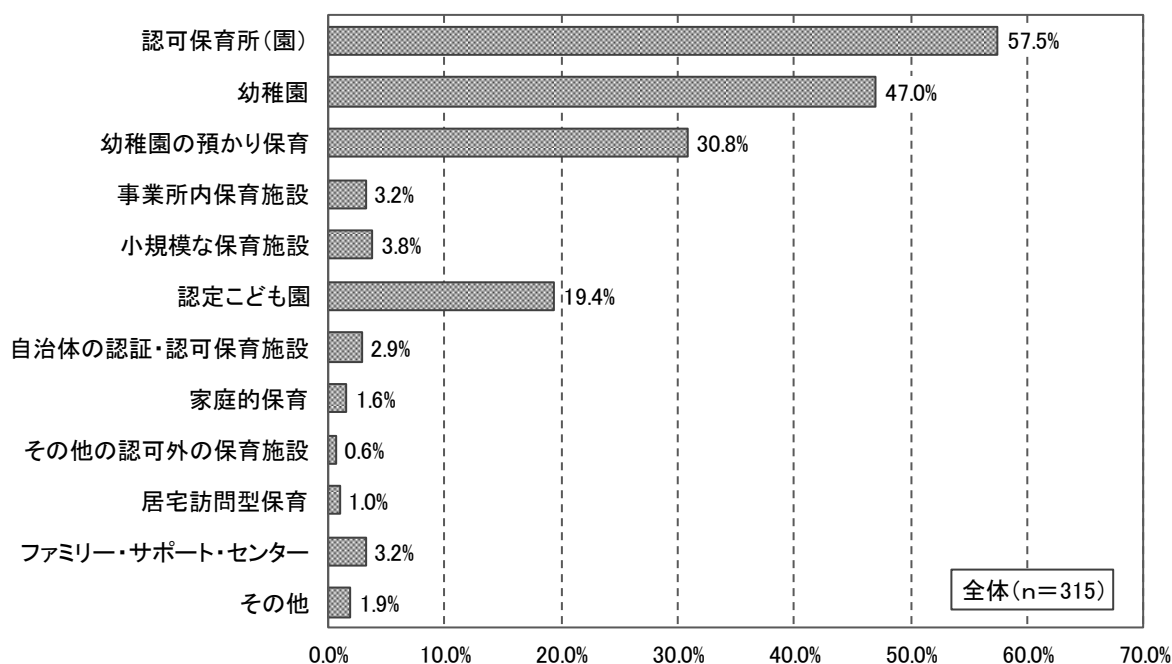
(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の利用状況と今後の利用意向（未就学児童）

現在の利用状況を見ると、ほとんどの方が保育所と幼稚園を利用していますが、今後の利用意向を見ると、幼稚園の預かり保育や認定こども園の利用希望もうかがえます。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況【MA】》



《平日の「定期的な教育・保育事業」の今後の利用意向【MA】》



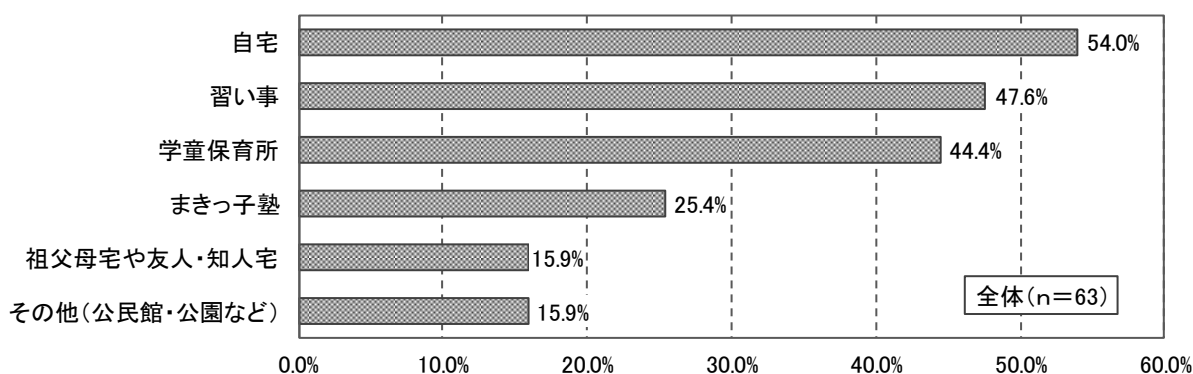
※「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している教育・保育事業を指します。具体的には、保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの事業のことです。

### (3) 小学校就学後の放課後の過ごし方（未就学児童）

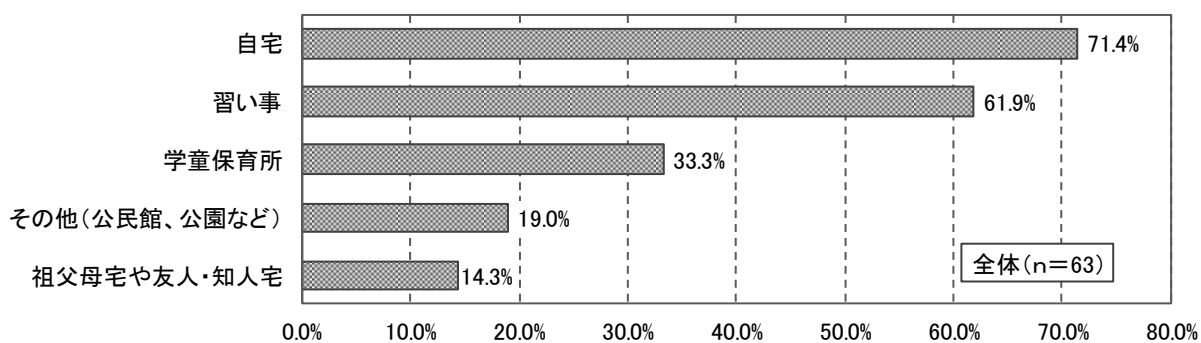
調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「学童保育所」の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「学童保育所」の順となっています。

学童保育所の利用意向をみると、低学年のうちは44.4%であるのに対し、高学年になったら33.3%となっています。また、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が33.3%、「高学年になっても利用したい」が25.4%となっています。

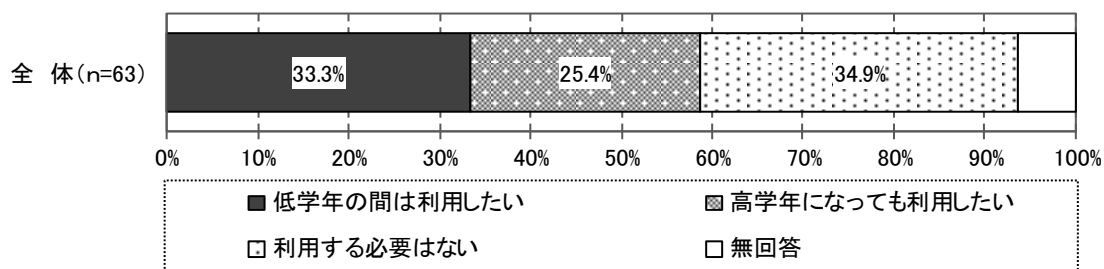
《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【MA】》



《小学校高学年になったらどこで過ごさせたいか【MA】》



《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望》



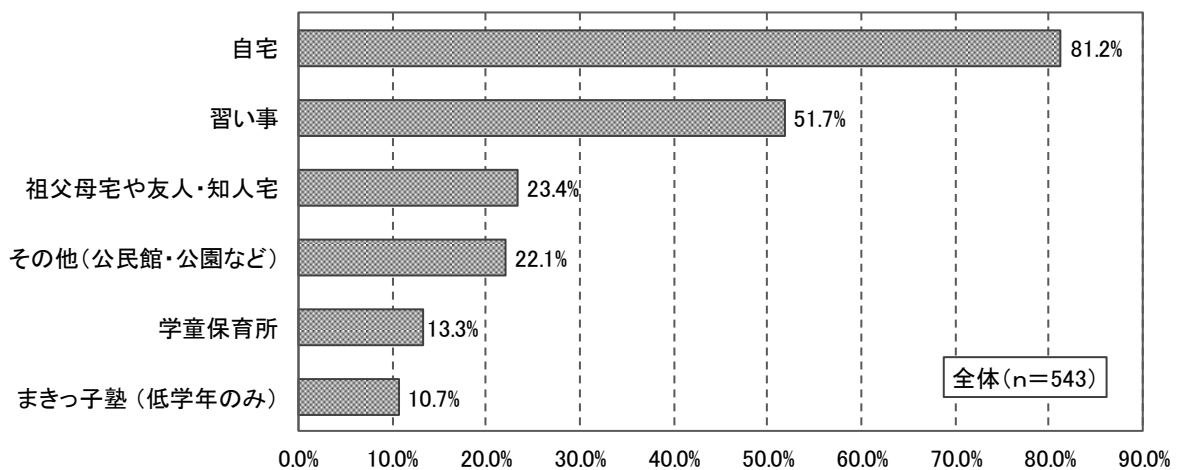


#### (4) 放課後の過ごし方 (小学生)

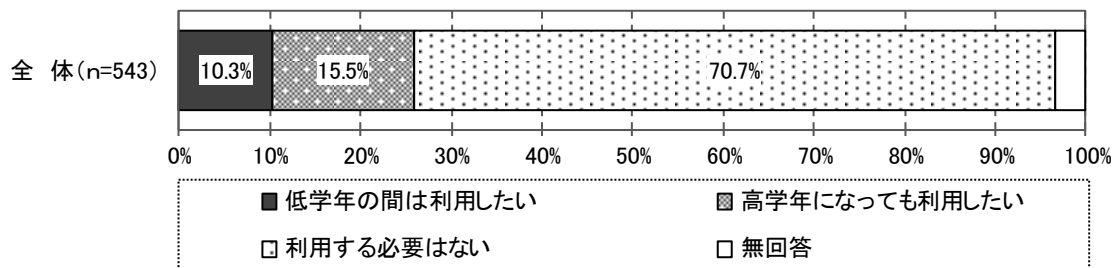
小学生のお子さんが放課後どの場所ですごしているかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「祖父母宅や友人・知人宅」の順となっています。

学童保育所をみると、現在の利用は13.3%となっています。また、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が10.3%、「高学年になっても利用したい」が15.5%となっています。

《放課後どの場所で過ごしているか【MA】》



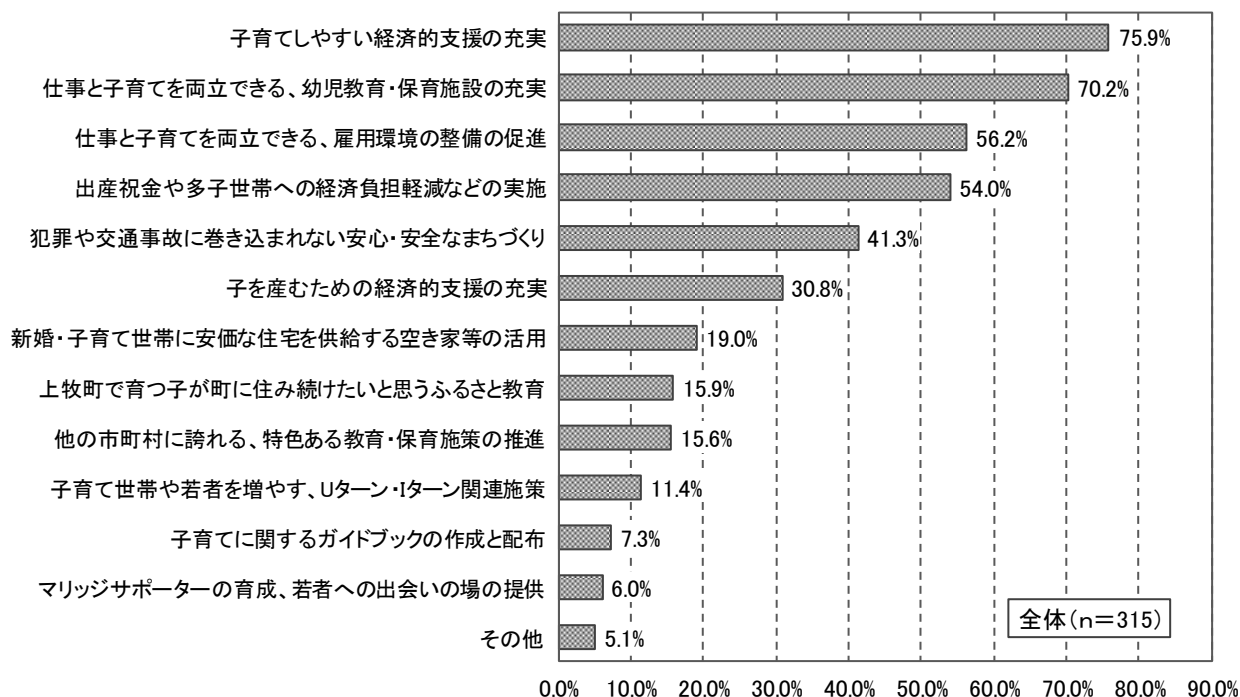
《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望》



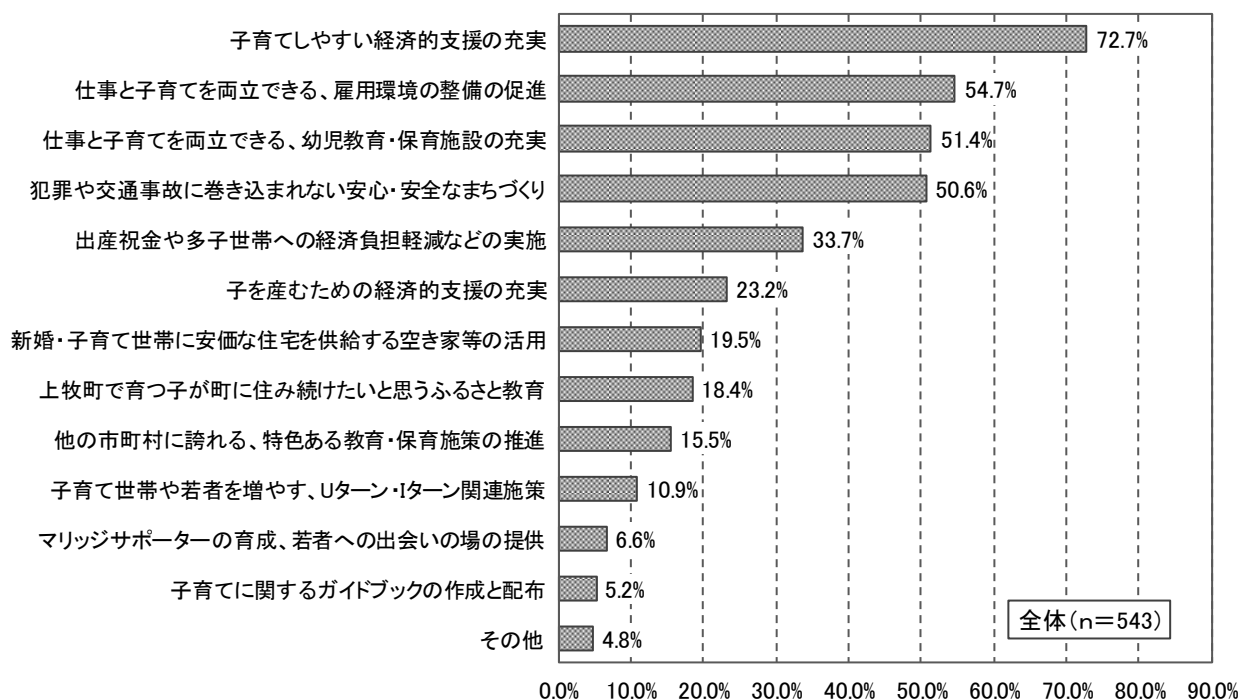
(5) 上牧町の少子化を抑止するのに効果的と思われる施策や事業（未就学児童・小学生）

未就学児童がいる世帯・小学生がいる世帯のいずれも、「子育てしやすい経済的支援の充実」の割合が最も高く、次いで、仕事と子育ての両立に関する事項が2位と3位を占めています。

《少子化を抑止するのに効果的と思われる施策や事業（未就学児童）【MA】》



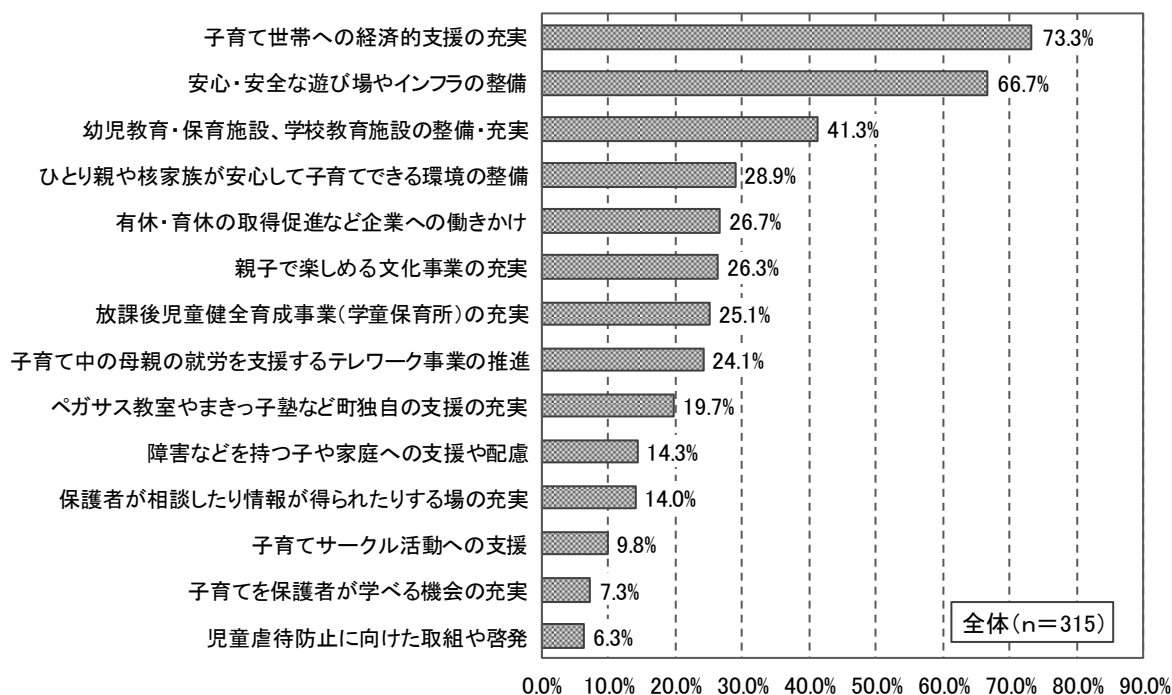
《少子化を抑止するのに効果的と思われる施策や事業（小学生）【MA】》



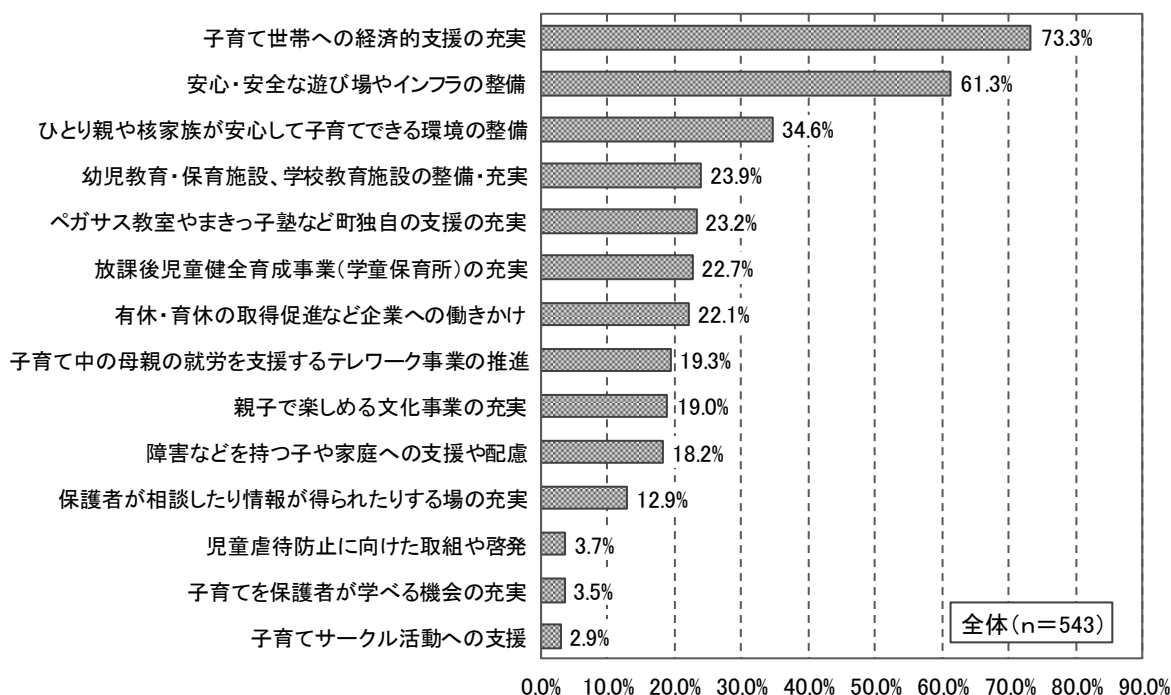
## (6) 上牧町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（未就学児童・小学生）

未就学児童がいる世帯・小学生がいる世帯のいずれも、「子育て世帯への経済的支援の充実」の割合が最も高く、次いで、「安心・安全な遊び場やインフラの整備」、「幼児教育・保育施設、学校教育施設の整備・充実」、「ひとり親や核家族が安心して子育てできる環境の整備」が2位から4位を占めています。

### 《上牧町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（未就学児童）【MA】》



### 《上牧町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（小学生）【MA】》



## ◆調査結果から見られる傾向や課題◆

### 母親・父親の就労状況について

上牧町は子を持つ母親の就労率があまり高くはありませんが、働いている方の日数や時間は多い傾向にあります。就労しやすい環境づくりのために、未就学児童に対しては、幼児教育・保育の施設整備や一時預かりなど、小学生に対しては、学童保育所などにより、共働き世帯への子育て支援を一層充実させる必要が見られます。

### 未就学児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

上牧町内には保育所が4か所、幼稚園が2か所ありますが、認定こども園は整備されていない状況です。今後の利用意向において認定こども園の利用希望もうかがえることから、多様なニーズに添えていく施設整備が求められています。

### 小学校の放課後の過ごし方について

未就学児童がいる世帯の今後の意向や、小学生がいる世帯の現状を見ると、たいていの子どもは自宅で過ごしており、また、習い事や友人・知人と過ごす割合も高くなっています。その一方で、現状分析で見た母親・父親の就労率の高まり（P.10参照）を勘案すると、子育て世帯が安心して働ける環境整備のためにも、学童保育所はもとより低学年対象のまきっ子塾などの町独自の事業を充実していく必要が見られます。

### 上牧町の少子化を抑止するのに効果的と思われる施策や事業について

子育てへの経済的支援を望む声が最も高く、次いで、仕事と子育てを両立できる雇用環境や子育て支援事業の充実を望む方の割合が高くなっています。これは子育て世帯の収入面での負担感や就労したくてもできないという潜在的な就労ニーズが表れているものと考えられます。

幼児教育・保育の無償化により未就学児童においては経済的負担が軽減されるものの、例えば子ども医療費の助成の充実など、近隣他市町の状況も勘案しながら支援を検討する必要があります。また、子を生んでも安心して就労し続けられる環境整備や、核家族やひとり親家庭に配慮した子育て支援が求められています。

### 上牧町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか

子育て家庭への経済的支援を望む声が最も高く、次いで、遊び場やインフラの整備、幼稚園・保育所や学校施設の整備、ひとり親や核家族への子育て環境の整備を求める声が高くなっています。このような住民の声に対して、子育て家庭が上牧町で子育てをして良かったと思える施策や事業を着実に実行し積み重ねていくことが、上牧町の人口減や少子化を抑止することにも繋がります。

### 3. 計画策定に向けた視点

#### “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

女性の就業率の高まりや共働き世帯・ひとり親家庭の増加により、少子化の傾向にあっても保育ニーズは年々高まっています。乳幼児期の育ち方はその子の一生の育ちに強く影響すると言われていますが、幼稚園・保育所などの教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期・青年期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小中学校や学童保育所などの量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

#### 幼児教育・保育の無償化などによる保育ニーズの高まりへの対応

共働き世帯やひとり親家庭の増加に伴い年々保育ニーズは高まっていますが、令和元(2019)年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズは更に高まると考えられます。無償化による保育ニーズへの影響を見据え、今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保、保育士・教職員などの人材確保や資質向上のための研修などを行っていきます。

#### 小学生の放課後児童健全育成事業の充実

国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭などのいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童保育所や放課後子ども教室などの質と量の確保・内容の充実に努めます。

#### 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりするなど、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、乳幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有により適切な支援を行います。また、児童虐待防止のため、保健、福祉、医療をはじめ教育、警察など、児童の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携強化を図ります。

#### 障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもに対して、未就学においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障がいのある子どもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための支援体制の強化を図ります。

## 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

すべての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質と量の両面にわたり充実させ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目のない支援を行います。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方などに関する親の学びなど、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

## 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女共にゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズなどに対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業などに働きかけます。

## 帰国子女や外国人の子どもなどへの支援・配慮

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業などを円滑に利用できるような適切な支援を行っていきます。

## 安心・安全な子育て環境の充実

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、歩道やガードレールなどの整備、児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

## 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策とは、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現をめざして、教育・生活・就労・相談・経済的支援や子どもの居場所づくりなどに取り組むことをさします。

貧困という言葉を聞くと、発展途上国で見られるような衣食住などの物資や経済力の欠如による「絶対的貧困」を想起するかもしれませんが、しかし、先進国ではそのような状況はほとんど見られないため親や家庭の状態による「相対的貧困」により統計を行っており、我が国では平成 27（2015）年時点で「7人に1人の子どもが相対的貧困の状態」にあるとされています。

相対的貧困の家庭の特徴の一つに外見からはわかりにくいことがあります。そのような子どもが上牧町にもいるということ認識し、子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの貧困に関する様々な支援や施策を推進していきます。

## 第5章 基本理念と施策体系

### 1. 計画の基本理念

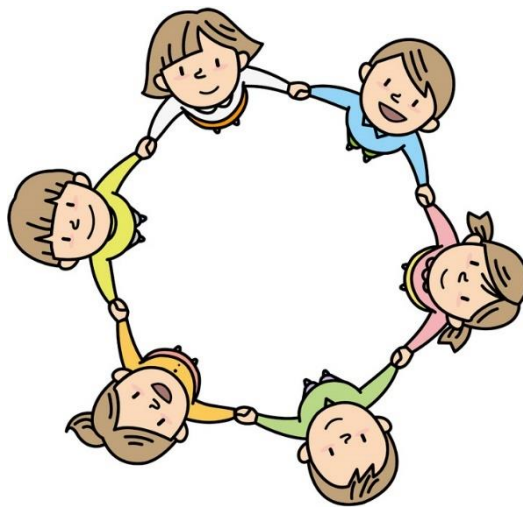
#### 子どもたちこそまちの未来

～子どもたちの笑顔でいっぱいのまちづくり～  
～子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援～

現行の子ども・子育て支援事業計画において、『子どもたちこそまちの未来～子どもたちの笑顔でいっぱいのまちづくり～～子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援～』を基本理念に掲げ、子どもが夢を描いていきいきと成長するとともに、親が子育てに喜びや感動を得られる地域や社会づくりに取り組んできました。

少子化の進行による児童生徒数の減少に加え、核家族化や地域のつながりの希薄化などから家庭や地域での子育て力が低下する中、子育て家庭の不安や負担が増加していることが問題となっています。このような課題の解決に向け、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

次世代育成支援としてこれまで進めてきた取り組みを引き継ぎつつ、子ども・子育て支援新制度のもと、子どもの最善の利益が優先される社会を実現するために、現行計画の基本理念を継承し、だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられるまちと、子ども自身が健やかに育っていけるまちづくりを目指します。



## 2. 計画の基本目標

基本理念を実現するために次の4項目を基本目標として設定します。また、基本目標を達成するために第6章以降において基本目標に対する具体的な取り組みを設定します。

### 基本目標1 ゆとりのある子育て生活の推進

一人ひとりの子どもが健やかに成長するとともに子どもの最善の利益が実現されるよう、多様化する価値観や保育ニーズに応じたサービスを充実します。また、子育てをしているすべての人が心にゆとりを持って子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

### 基本目標2 子どもの夢を育む教育環境の充実

子どもが生き生きと心豊かに未来に希望と夢を持ち、たくましく生きていくことができるよう、学校教育や地域における学習の場の充実を図ります。また、障がい児や不登校児への対応、思春期の保健対策などを充実させるとともに、学校施設などの適切な管理や、喫煙・飲酒・薬物・有害図書など有害な環境への対応を行います。



### 基本目標3 親子の健康の確保と増進

乳幼児期に良好な親子関係を築くことができるよう、妊娠早期からの健康管理や支援を充実させるとともに、親が自信を持って子育てができ、子ども自身も愛されていることを実感できる取り組みを推進します。また、子どもに対する「食」の充実のために、保護者を対象とした離乳食教室の開催や小中学校における食育の充実を図ります。

### 基本目標4 安心・安全のまちづくりの推進

子どもの交通安全の確保のために、道路や歩道の整備を進めるとともに、子どもや保護者が交通安全に対する意識を持つための啓発や情報提供に努めます。また、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないように、地域や関係機関と連携した活動を行います。

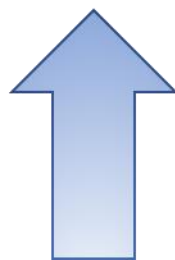




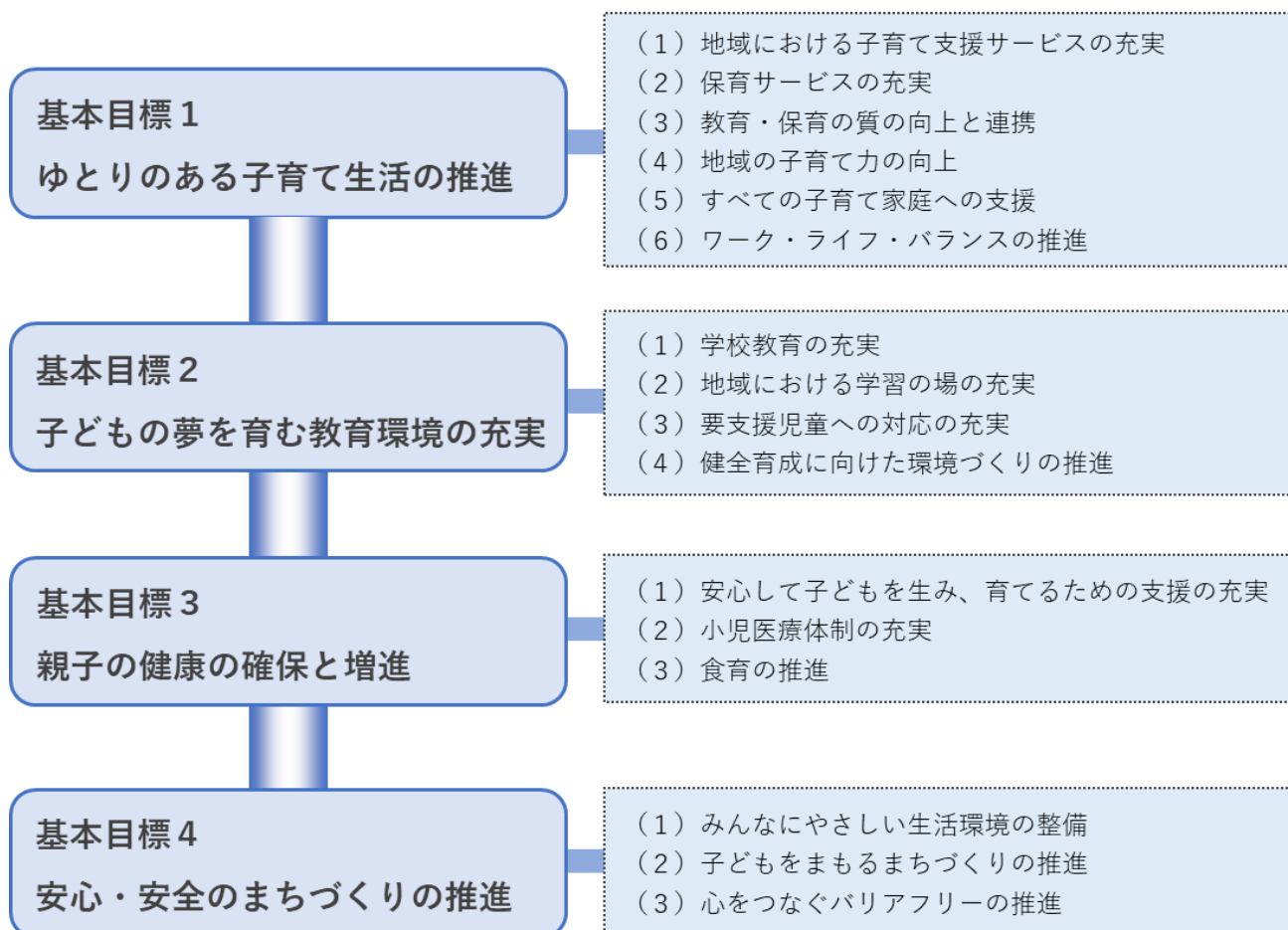
### 3. 施策体系

## 基本理念

**子どもたちこそまちの未来**  
～子どもたちの笑顔でいっぱいのまちづくり～  
～子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援～



### 《基本理念を実現するための施策》



## 第6章 施策の展開

### 1. ゆとりのある子育て生活の推進

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

- 子を持つ親が地域において子育てしやすいよう、子育てに関する情報の提供や相談の受付、地域での様々な子育て活動への支援などに取り組みます。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
1	利用者支援事業 (母子保健型)	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるように身近な場所での相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行います。	生き生き対策課
2	未就園児の保護者の 育児相談	町内の全保育所・保健福祉センター・ささゆりルームにおいて、全町域を対象に実施している未就園児の保護者に対する育児相談については、保護者の子育て不安解消のために、今後も引続き実施していきます。	生き生き対策課
3	情報提供や啓発活動 の充実	男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるように、男女双方の意識改革や子育て、福祉サービスなどの生活支援にむけた取り組みをすすめる、男女共同参画が可能な環境の整備に努めます。また、家庭教育講座で関係した内容を企画するなど、参加率向上を目指します。	社会教育課
4	地域子育て支援拠点 事業	地区の地域性を生かし、地域に密着した事業展開を行いながら、子育てに関する相談業務・情報提供の強化、子どもたち一人ひとりの発達に応じた支援をしていきます。また、「サロンぽけっと」の出張広場事業を展開していきます。(社会福祉協議会に委託)	こども支援課 社会福祉協議会
5	託児ボランティア事 業	社会福祉協議会の独自事業としてボランティアグループを支援するという形で運営を行っています。 「託児グループ ひまわり」として、引き続き希薄化した地域社会で子育て中の保護者や子どもが孤立化することなく、少しでもゆとりがもてるように地域相互援助活動を円滑にできるネットワークづくりと人材養成を図ります。また、緊急時の託児に	社会福祉協議会

		も対応できるように努めるとともに、子育て中の住民への周知にも努めます。	
--	--	-------------------------------------	--

## (2) 保育サービスの充実

- 子育て家庭の多様なあり方や保育ニーズの高まりを受け止めるため、地域子ども・子育て支援事業に定められた各種サービスを中心に、保育サービスの充実に努めます。

### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
6	乳幼児保育事業	保護者の育児支援として、生後満6か月から（西大和黎明保育園・やまびこ保育園は生後満3か月から）未就学までの児童を町内もしくは広域において保育事業を実施します。	こども支援課
7	障がい児保育事業	保護者の希望に応じた受入れ入所をしていきます。必要な医療機関・こども家庭相談センターなどと連携をとり、障がいを持ちながらも安定した保育所生活を過ごすことが出来るよう援助、保護者の育児不安などの相談を受ける体制を整え、支援に努めていきます。	こども支援課
8	延長保育事業	町内の全ての保育所において実施しています。保育所により、時間帯は異なりますが、最大午前7:00～午後10:00までの延長保育を実施しています。	こども支援課
9	一時預かり事業	私立保育園、社会福祉協議会（託児グループひまわり）、シルバー人材センター（子育て支援事業）などで対応していきます。	こども支援課 社会福祉協議会
10	子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童福祉施設において一定期間養育・保護し、児童とその家庭の福祉の向上を図ります。	こども支援課
11	病児保育事業	病児について、医療機関や保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育を行います。広域的な実施を進め、提供体制の充実を図ります。	こども支援課
12	地域型保育事業の整備	0～2歳の保育ニーズの状況により、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の整備を検討していきます。	こども支援課

### (3) 教育・保育の質の向上と連携

- 教育・保育の質の向上、多様なニーズを受け止めるための認定こども園の設置、幼稚園・保育所と小学校の連携による子育て支援の充実に努めます。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
13	教育・保育サービスの質の向上	乳幼児一人ひとりの特性に応じた指導の充実を図るとともに、研修により職員の資質を向上させ、いのちの大切さや自尊感情を育てる指導を行います。	こども支援課
14	認定こども園の設置・運営	上牧町の子どもを取り巻く環境を踏まえながら、今後の認定こども園の設置・運営について協議・検討していきます。	こども支援課
15	小・幼・保の連携推進	継続して、小学校・幼稚園・保育所との情報交換を行い、連携を図っていきます。	こども支援課 教育総務課

### (4) 地域の子育て力の向上

- 子育てサークルなどの活動の支援や、悩み相談や交流などを促進することにより、地域での子育て家庭の孤立を防ぐネットワークづくりに取り組みます。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
16	子育て支援団体などの連携強化	子育てNPO法人や子育てサークルなどの把握に努め、子育て教室やその他の子育て団体などの連携の強化に努めます。	こども支援課
17	虐待を未然に防ぐ地域社会の形成	地域でお互いに支えあい、助け合う地域福祉意識を高め、ちょっとした悩み相談や交流などの自主的な取り組みを育み、虐待を未然に防ぐ地域社会の形成を促進するとともに、虐待の可能性が考えられる場合において、早期対応・問題解決に向けて総合的に行動できるためのネットワークづくりを図ります。	こども支援課
18	要保護児童対策地域協議会の設置	「上牧町要保護児童対策地域協議会」を活用することにより、警察・保健所・こども家庭相談センター・福祉事務所・保育所・幼稚園・小中学校だけでなく、上牧町医師会・社会福祉協議会・民生児童委員・人権擁護委員の方々との連携を強化し、情報の収集・	こども支援課

		把握・個別ケース会議とともに代表者会議などを行い、総合的な援助に努め、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図ります。	
--	--	--	--

## (5) すべての子育て家庭への支援

- すべての子育て家庭に対して経済的負担の軽減を図ります。

### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
19	児童手当の給付	子育て中のすべての家庭を対象にして、家庭教育の安定と子どもの健全育成を支援するために児童手当を給付しています。(所得制限有) 出産届けをされ、児童手当の申請に来られた時、6月に現況届に来られた時には、児童手当制度の目的や仕組みを記したパンフレットを配布するとともに、普段から自由に取っていただけるよう、こども支援課窓口に常置しています。	こども支援課
20	乳幼児等医療費の助成	今後も保護者の経済的負担の軽減に向けて、医療費の一部を助成します。中学3年生までの子どもの医療費が助成対象となります。	保険年金課
21	実費徴収に係る補足給付	新制度に移行していない幼稚園に対して、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しては、公費による負担軽減を実施します。	こども支援課
22	保育料負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取り組みを進めます。	こども支援課
23	教育費負担の軽減	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対し教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。	教育総務課
24	ひとり親家庭に対する支援	自立促進に向けて、母子・父子自立支援員によるハローワークとの連携強化に加えて、こども家庭相談センター、母子生活支援施設や母子・父子福祉団体などの協力を得て、総合的な自立支援に取り組んでいきます。また、子育てをはじめとした日常生活及び就業面で様々な悩みや不安の相談窓口の情報提供を行うとともに、収入や雇用条件面で、より安定した仕事に就き、経済的に自立できるようにスマイルセンターとの連携を図っていきます。	こども支援課
25	子どもの居場所づくり(子ども食堂)	地域において、無料または安価で食事や温かな団らんを提供し、子どもたちや高齢者が生き生きと暮らせるために、子ども食堂を開催するNPO法人、ボランティアグループと連携を図り運営に関する支援を行います。	こども支援課

26	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、より専門的な相談や訪問などによる継続的な支援を実施する拠点を整備します。上牧町要保護児童対策地域協議会、奈良県高田子ども家庭相談センターなどと連携強化を図り、きめ細かな対応を総合的かつ継続的に行います。	こども支援課
----	-------------	---	--------

## (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業などに働きかけます。

### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
27	子育てと仕事の両立に向けた地域への啓発などの充実	広報や役場の目に付くところに育児休暇や介護休暇などに関する事柄を掲示するなど、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、地域全体の意識の向上を図る啓発を行います。	こども支援課 社会教育課

## 2. 子どもの夢を育む教育環境の充実

### (1) 学校教育の充実

- 子どもが生き生きと心豊かに未来に希望と夢を持ち、たくましく生きていくことができるよう、学校教育の充実を図ります。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
28	体験学習の充実	体験学習を生かし、子どもが自己の生き方や進路について考えるとともに、望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につける学習を進めます。また、安全面に十分配慮し、生徒にとってより望ましい職業観や勤労観、生き方に関する目的意識を育成できるように努めます。	教育総務課
29	時代のニーズに見合った教育の充実	情報化や国際化などの時代のニーズに見合った教育の充実に向けて、ICT機器の導入や、英語教育を充実させ、より実践的な教育を実施するとともに、児童・生徒一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。	教育総務課
30	確かな学力の育成	各学校において、学習カリキュラムを定め、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習計画を踏まえ適切な指導を進めます。また、総合的な学習や探究的な学習を通して、児童・生徒の自ら学び、自ら考え主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を養い、問題解決や探求活動に主体的・創造的・協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることが出来るようにする「新しい時代にふさわしい教育」に努めます。	教育総務課
31	次代の親の育成	家庭科や技術・家庭などの授業や総合的な学習の時間を利用して乳児や幼児とふれあう機会を充実させることで、子どもに対する愛情や次代の親として資質の養成に努め、子育てや家庭の大切さについて、理解を深めていきます。	教育総務課
32	教員の資質向上	県による指導力不足の教員に対するフォロー・アップシステムや研究授業の実施などの機会を利用して、教員の資質の向上に努めます。また、情報化や国際化などに対応できるように、教員研修を充実させ、教員の適格性と専門性の向上に努めます。	教育総務課
33	幼児教育の充実	幼児一人ひとりの心身の発達や個性に応じたきめ細やかな教育を進めていきます。今後は身体障がい（車椅子使用）の児童の入園も考えた環境づくりを進めます。	教育総務課 (上牧幼稚園)

34	通級指導教室の充実	各教科の学習は現在通学している学校で行い、子どもが必要としている特別な学習を、上牧第二小学校内に開設している通級指導教室（ペガサス教室）へ必要な時間だけ通って、個別や小集団で学習します。保護者の方は、通学時の安全確保のために上牧第二小学校まで付き添っていただきますが、送迎が難しい場合には通学している学校に指導者が訪問して指導する訪問通級指導を受けることもできます。	教育総務課
----	-----------	---	-------

## (2) 地域における学習の場の充実

- 上牧町独自の学習支援である「まきっ子塾」や、自然・文化・スポーツなど、子どもが地域において様々な学習の機会に恵まれるよう取り組みを進めます。

### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
35	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない町立小学校に在籍する児童に対し、授業終了後・長期休暇中などに各学校区の学童保育所で指導員の保育のもと適切な遊び及び生活の場を与えて子どもの健全な育成を図ります。私立の保育所運営の元気クラブ2ヶ所では、早朝及び長時間保育を実施しています。	こども支援課
36	自然体験学習の充実	小学校高学年以上を対象に年1回実施している自然体験学習の内容を充実させるとともに、体験学習やジュニアリーダーの育成を促進します。今後は、指導者の育成確保及び研修内容の充実と体験学習のグレードアップを目指します。	社会教育課
37	生涯学習の充実	社会教育会議を核として、生涯学習社会の構築を目指した社会教育の充実に努め、本町独自の文化創造の推進及び文化活動としてのペガサスホールの積極的な活用を促進します。	社会教育課
38	ボランティア活動の充実	体験的な活動を充実させることで、相手の立場を自分の視点で理解できるような心豊かな子どもの育成を目指します。また、ふれあい社協まつりなどのイベントを開催し、より多くの住民に対してボランティア活動に参加して、理解する機会を設けていきます。	社会福祉協議会
39	地域スポーツの振興	各種スポーツ大会、体育祭、ウォーキング大会やスポーツ少年団などの活動促進に向けて、内容を充実させ、住民の誰もが気軽に参加できる機会を提供できるよう指導者の育成・人材の発掘に努めます。ま	社会教育課



		た、障がいの有無にかかわらず、みんなで一緒に楽しむことができるニュースポーツの普及・啓発に努めます。	
40	ペガサスショータウン構想の推進	ペガサスホールで劇団が本来の活動を多方面で行えるように各種の支援に努めます。	社会教育課
41	家庭教育の充実	家庭学習の定着や保護者の負担軽減を目的に上牧町放課後塾「まきっ子塾」を開催し、学習支援を行っています。 また、家庭教育向上のため、学習機会の充実に努めます。	社会教育課

### (3) 要支援児童への対応の充実

●配慮が必要な子どもに対して、一人ひとりの状況に適した様々な支援を行います。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
42	特別支援教育の充実	従来の特別支援教育の対象児童・生徒だけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、個々が持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために必要な教育や指導の充実に努めます。また、学校における障がい児の受入れを促進し、児童・生徒間の交流を推進します。特別支援学級に入級していませんが、コミュニケーションや学習に課題を抱える児童に対しては、通級指導教室で個々の教育ニーズに合った指導を行っていきます。	教育総務課
43	いじめや不登校などへの対応の充実	いじめや不登校などへの対応に関しては、学校や家庭・地域との連携を深めるとともに、スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業、心の教育相談員の配置により、総合的できめ細やかな対応を推進します。また、道徳、学級活動、学校行事などで行うセーフティ教育において、いじめ防止に関する指導が充実するよう働きかけを強化します。	教育総務課

#### (4) 健全育成に向けた環境づくりの推進

- 思春期の保健対策などを充実させるとともに、喫煙・飲酒・薬物・有害図書など有害な環境への対応を行います。

##### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
44	思春期保健対策の充実	特別専門窓口としては設置していませんが、随時電話などで相談に応じていきます。	生き生き対策課
45	飲酒・喫煙などに関する啓発の推進	保健の授業や生活指導において、未成年の飲酒・喫煙・薬物使用などの問題に関する啓発を図るとともに、出会い系サイトなどへの入り口となる情報ツールの使用の問題について、更なる啓発を行います。	教育総務課
46	有害環境対策の充実	子どもを取り巻く環境の改善に向けて、有害環境立入調査などの実施や危険箇所点検、啓発看板・広報幕などの設置を行うとともに、一般住民の協力も得ながら更なる子どもたちのより良い環境の確保に努めます。	社会教育課

### 3. 親子の健康の確保と増進

#### (1) 安心して子どもを生み、育てるための支援の充実

●乳幼児期に良好な親子関係を築くことができるよう、妊娠早期からの健康管理や支援を充実させるとともに、親が自信を持って子育てができ、子ども自身も愛されていることを実感できる取り組みを推進します。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
47	妊娠届出時保健指導	妊娠届出時において助産師などによる一般的な保健指導を行うとともに、「妊婦さん集まれ」への参加呼びかけやハイリスク妊婦への個別対応の強化を図ります。また、近年では若年妊婦または、高齢初産婦と年齢の幅が広がっていることを踏まえ、引き続き、高齢出産に対する電話確認・訪問を実施します。	生き活き対策課
48	プレパパママ教室	妊婦と夫（パートナー）を対象として、助産師・栄養士・保健師による講義を実施し、沐浴体験や、妊婦体験、呼吸法など、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図ります。また、妊婦同士の仲間づくり、子育ての夢を語る場として充実させます。	生き活き対策課
49	不妊治療に関する情報提供	県が実施する特定治療費支援事業や町が実施する一般不妊治療・不育症治療費助成事業などについて情報提供を行います。	生き活き対策課
50	出産時における情報提供の充実	出生届出時に、乳児健診・予防接種・乳児医療・児童手当などの資料を渡して説明を行います。第1子に関しては、保健師による訪問指導についても説明します。	住民課 生き活き対策課
51	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師などが訪問し、育児に関する不安や悩みの相談や、子育て支援に関する情報提供を行います。	生き活き対策課
52	乳幼児相談	育児の悩みをいつでも相談できる場、保護者同士の仲間づくりの場として、引き続き乳幼児相談を実施します。そのほか、乳幼児の正常な発育・発達についての指導を実施し、0歳児～未就学のこどもを対象に身体計測・個別相談・発育チェック・栄養相談を行っていきます。	生き活き対策課
53	乳幼児健診	乳幼児の健全な成長を目指し、生後3か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施します。診察、問診、計測、保健指導、相談などを行います。また、健康診査を通して自由に子育ての悩みを話	生き活き対策課

		せ、子育てに自信が持てる場づくりを推進します。	
54	2歳児歯科検診	2歳児を対象に、歯科検診、ブラッシング指導及び希望者に対するフッ素塗布を行います。	生き生き対策課
55	つくしっこ教室	1歳6か月児健診、3歳児健診、乳幼児相談などで、精神面におけるフォローの必要な子どもを対象として、臨床心理士の指導により、保護者の不安を軽減するためのフォローを充実させていきます。	生き生き対策課
56	養育支援訪問事業	出産後間もない時期の養育者や妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭や不適切な養育状態にある家庭などに対する育児不安の解消や養育技術の提供のための相談や支援を保健師などの専門職が行います。	生き生き対策課
57	療育相談支援事業 (ほほ笑み教室)	一人ひとりの特徴にあわせたプログラムを通じ、幼児及びその保護者に対し発達の不安や悩みを軽減するために、小集団での指導及び助言を通じて幼児の健やかな育成を図ります。	生き生き対策課

## (2) 小児医療体制の充実

●夜間や休日などの子どもの急病などには広域連携により対応します。

### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
58	夜間や休日などの医療体制の充実	夜間・休日などにおいては、「三室休日応急診療所」で対応しています。	生き生き対策課

### (3) 食育の推進

- 子どもに対する「食」の充実のために、保護者を対象とした離乳食教室の開催や小中学校における食育の充実を図ります。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
59	「プレパパママ教室」での栄養指導	「プレパパママ教室」において、2回コースで栄養指導を実施し、2回のうち1回目の20～30分では妊娠中の栄養について説明を行います。今後は離乳食・幼児食と進んでいくなかで気軽に相談できる機会（乳幼児相談や電話相談）があることを説明し、安心してもらえるように工夫していきます。	生き生き対策課
60	離乳食についての個別相談および離乳食教室の開催	離乳食に関する個別相談として、電話相談を実施します。今後は気軽に電話相談できるよう、乳幼児相談などでアピールしていきます。	生き生き対策課
61	保育所・幼稚園での食教室	体と食べ物に関心を持ってもらい、体を大切にすることを理解してもらえるよう、5歳児クラスの園児と保護者を対象にもぐもぐ教室を実施します。（保育所：年2回（春と秋）、幼稚園：幼稚園の希望で年1回（6月実施））	生き生き対策課
62	おやつ教室・親子食育料理教室	食育推進の取り組みとして、4歳～小学校3年生の児童とその家族を対象としたおやつ教室（年2回）、5歳～小学6年生の児童とその家族を対象とした親子食育料理教室（年1回）を実施します。（おやつ教室は都合のよいときに参加できるよう、2回とも同じメニューで実施しています）	生き生き対策課
63	食育の推進	家庭科の時間や給食の時間など様々な機会を利用して、「命をいただく」ことや「生産者の努力や思い」を子どもたちに伝えるとともに、朝食の摂取や成長期における「食」の大切さについての啓発を充実させていきます。また、地場産物を利用した地産地消を推進していくとともに古くから伝わる郷土食や行事食を学校給食に取り入れ、伝統的食文化の継承に努めていきます。さらに、夏休みの期間に親子料理教室を実施し、楽しみながら食の大切さを学ぶ機会を設けていきます。	教育総務課

## 4. 安心・安全のまちづくりの推進

### (1) みんなにやさしい生活環境の整備

- 子どもの交通安全の確保のために、道路や歩道の整備を進めるとともに、子どもや保護者が交通安全に対する意識を持つための啓発や情報提供に努めます。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
64	安全な歩道の整備	子どもや高齢者が安心して歩けるよう、歩道の新設・改修時にはバリアフリー化を図っていきます。	まちづくり創生課
65	交通安全の意識啓発	各小学校・幼稚園・保育所などで交通安全教室を充実させるとともに、保護者や地域住民を交えた教室を開催します。また、地域全体で交通安全意識が高まるよう、交通マナーを高める施策を展開します。	総務課
66	チャイルドシートの正しい着用の徹底	チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、普及啓発活動を積極的に推進するとともに、指導・助言・情報提供などに努め、チャイルドシートを着用しやすい環境を構築していきます。	総務課
67	魅力ある都市的景観の創出	生活大通りエリアの個性的なまち並み形成を図るために景観対策に取り組んでいきます。	まちづくり創生課

### (2) 子どもをまもるまちづくりの推進

- 子どもが事故や犯罪に巻き込まれないように、地域や関係機関と連携した活動を行います。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
68	防犯灯の設置促進	自治会と連携を図りながら防犯灯の適切な配置を進め、犯罪が起りにくい環境の整備に努めます。	総務課
69	防犯教室などの充実	子どもたちが自分の安全を自ら守る力を身につけることができるよう、各学校、幼稚園で防犯教室を開くなど、防犯についての知識を身につける教育の充実に努めます。	教育総務課
70	子ども110番の家の設置	子どもが危険に遭遇したときなどにすぐに駆け込める「子ども110番の家」の設置を推進し、子ども	教育総務課

		を地域全体で見守るための体制を整備するとともに、自主防犯活動の推進及び啓発活動の充実に努めます。	
71	見守りボランティアの実施	各自治会による見守りボランティアの活動を促進し、通学時などにおける子どもの安全確保に努めます。	政策調整課 総務課 社会教育課
72	110番協力車の運行	住民の自家用車や町公用車などを活用した110番協力車の活動を推進し、まち全体の防犯力強化に取り組めます。	総務課
73	防犯ネットワークづくりの推進	現在活動している子ども110番や各地域の自治会・ボランティア団体などの連携強化を図るとともに、活動を活性化するための情報提供、指導・助言などを行い、地域全体の犯罪抑止力を高めるための犯罪防止ネットワークの構築を推進していきます。	社会教育課
74	町内防犯カメラの設置	「安全安心なまちづくり」の実現に向けて、子どもたちの登下校の様子を記録し、交通事故・犯罪などの抑止力を高めることを目的として、町内の交通量の多い交差点に防犯カメラを設置します。	総務課

### (3) 心をつなぐバリアフリーの推進

- すべての子どもと子育て家庭が利用しやすいよう、公共施設や公園のバリアフリー化を推進します。

#### 主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
75	公共施設におけるバリアフリーの推進	誰でも気軽に利用できるように、公共施設のバリアフリー化を図っていきます。	施設所管課
76	公園のバリアフリー化の推進	子どもや高齢者が安心して利用できるよう、公園内の改修時には、バリアフリー化を図っていきます。	まちづくり創生課

## 第7章 量の見込みと確保方策

### ●量の見込みと確保方策を設定する趣旨

子ども・子育て支援法において、各年度における教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容について、計画に記載する必要があると定められています。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」に沿って算出しましたが、一部、これまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その算出結果をもとに確保方策を検討して、各事業の量の見込みと確保方策を設定しました。

### 1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「提供区域」と言う。）を定める必要があるとしています。

上牧町においては、町の地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて確保方策を進めます。

#### 《次ページ以降の表の単位について》

- ・「人」 …… その事業を利用する「実人数」を表しています。
- ・「人日」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する日数を表しています。  
例えば、1年間に10日利用する人が10人いる場合は、 $10日 \times 10人 = 100人日$ となります。
- ・「人回」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する回数を表しています。  
例えば、1年間に10回利用する人が10人いる場合は、 $10回 \times 10人 = 100人回$ となります。



## 2. 未就学児童の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

未就学児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

### (1) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、上牧町には認定こども園がなく幼稚園が2か所あります。今後も現状の施設を活かしたサービスの提供に努めます。

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）	178	167	170	164	162
確保方策	178	167	170	164	162
（参考）第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	188	185	195	186	180

※実績値は各年度5月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内の方が町内の施設を利用」の数値。

### (2) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

現在、上牧町には認定こども園がなく保育所が4か所あります。今後も現状の施設を活かしたサービスの提供に努めます。

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）	194	182	185	179	176
確保方策	194	182	185	179	176
（参考）第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	209	210	188	205	196

※実績値は各年度4月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内の方が町内の施設を利用」の数値。

(3) 3号認定（0～2歳／保育所・認定子ども園・地域型保育事業を利用）

現在、上牧町には認定子ども園・地域型保育事業がなく保育所が4か所あります。今後も現状の施設を活かしたサービスの提供に努めます。

(単位：人)

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）		32	31	30	29	27
確保方策	保育所 認定子ども園	32	31	30	29	27
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第1期計画の中の 実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
		35	26	36	37	36

※実績値は各年度3月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内の方が町内の施設を利用」の数値。

(単位：人)

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）		118	123	118	117	116
確保方策	保育所 認定子ども園	118	123	118	117	116
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第1期計画の中の 実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		85	89	96	89	107

※実績値は各年度4月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内の方が町内の施設を利用」の数値。

#### (4) 広域利用の取り扱いについて

国が示す基本指針には、広域利用（町内の方が町外の施設を利用など）の取り扱いについて、他の自治体と調整を行い、調整が整った場合は計画に記載することと定められていますが、広域利用に該当する自治体が多数に及ぶため調整を行うことはきわめて困難です。

しかしながら、上牧町は他の自治体からの町内施設利用者が多く見られることなどから、本計画においては1号認定から3号認定について、実績値を参考に今後の見込み量を次のとおり検討することとします。

##### ①1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

町内の方が町外の施設を利用する方よりも、町外の方が町内の施設を利用する方が上回っています。これは片岡台幼稚園が町外からの利用者が多いためですが、近年は町外からの利用者が減少傾向にあるため、必要利用定員（推計値）については次のように見込みます。

（単位：人）

1号認定（3～5歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）		120	120	110	110	110
確保方策		120	120	110	110	110
（参考）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1期計画 中の実績値	町内⇒町外	0	0	15	10	3
	町外⇒町内	226	217	193	156	124

※実績値は各年度5月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数です。

##### ②2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

少子化が進行する中、共働き世帯の増加などによる保育ニーズの高まりからか、町外から町内の施設を利用する方はほぼ横ばいで推移しました。無償化の影響による今後の保育ニーズの高まりも想定し、少子化にあっても引き続き横ばい傾向で推移すると見込みます。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）		75	75	70	70	70
確保方策		75	75	70	70	70
（参考）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1期計画 中の実績値	町内⇒町外	9	12	13	10	4
	町外⇒町内	74	66	75	78	75

※実績値は各年度4月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数です。

③3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

実績値は年によりばらつきがありますが、2号認定同様に無償化の影響による今後の保育ニーズの高まりを想定し、少子化にあっても引き続き横ばい傾向で推移すると見込みます。

(単位：人)

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）		10	10	10	10	10
確保方策		10	10	10	10	10
(参考)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
第1期計画 中の実績値	町内⇒町外	0	0	1	0	1
	町外⇒町内	19	13	10	9	10

※実績値は各年度3月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数です。

(単位：人)

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）		30	30	30	30	30
確保方策		30	30	30	30	30
(参考)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1期計画 中の実績値	町内⇒町外	8	4	3	4	6
	町外⇒町内	29	42	35	36	31

※実績値は各年度4月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数です。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の13事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育事業）
	(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
	(3) 子育て短期支援事業
	(4) 地域子育て支援拠点事業
	(5) 一時預かり事業
	(6) 病児・病後児保育事業
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
	(8) 利用者支援事業
	(9) 妊婦健康診査
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業
	(11) 養育支援訪問事業
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	216	208	205	197	192
確保方策	220	220	220	220	220
(参考) 第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
	176	161	194	216	222

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事などで家にいない子どもたちを預かり、健全な育成を行う子育て支援です。町内では、公立の学童保育所が3か所（各小学校）と、私立の学童保育所（元気クラブ）があります。今後も子育て家庭のニーズに応えられる量と質の確保に努めます。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	60	64	56	59	53
	2年生	54	49	52	45	47
	3年生	43	46	42	44	39
	4年生	21	21	23	21	22
	5年生	12	11	11	12	10
	6年生	7	6	5	5	6
確保方策	1年生	68	68	68	68	68
	2年生	65	65	65	65	65
	3年生	47	47	47	47	47
	4年生	19	19	19	19	19
	5年生	8	8	8	8	8
	6年生	3	3	3	3	3

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
(参考) 第 1 期 計画中的 実績値	1 年生	78	68	71	52	68
	2 年生	69	52	59	54	50
	3 年生	50	49	38	42	43
	4 年生	8	10	30	18	22
	5 年生	2	3	6	14	10
	6 年生	0	0	2	6	5

※実績値は各年度 5 月 1 日時点の数値です。

## (3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)

ショートステイとは、保護者の疾病や仕事などにより児童の養育が困難となった場合や、育児不安や育児疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などにより平日の夜間や休日に不在となり児童を養育することが困難となった場合、またはその他緊急の場合において、児童を児童養護施設などで保護する事業です。

上牧町では、県内 4 施設と連携し、保護者の様々な理由により、養育を受けることが一時的に困難となった児童について支援しています。

(単位：人日)

ショートステイ	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	25	24	24	23	22
確保方策	7	7	7	7	7
(参考) 第 1 期計画中的 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
	0	0	0	0	7

(単位：人日)

トワイライトステイ	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	7	7	7	7	7
(参考) 第 1 期計画中的 実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
	0	0	0	0	3

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要があります。

現在、上牧町では、「サロンぽけっと」、「おひさま広場」（2000 年会館 2 階）、「出張サロンぽけっと」（ラスパ西大和店）を実施しています。

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,784	7,712	7,232	6,944	6,655
確保方策	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	5,182	4,916	4,215	4,149	3,570

#### (5-1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する事業です。

(単位：人日)

幼稚園における在園児対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,348	3,145	3,204	3,094	3,052
確保方策	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	593	888	1,639	2,537	2,215

#### (5-2) 一時預かり事業（「幼稚園における在園児を対象とした預かり保育」以外の一時預かり）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。

(単位：人日)

幼稚園における在園児以外	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	186	186	186	186	186
確保方策	364	364	364	364	364
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
	281	198	175	208	70



「幼稚園における在園児を対象とした預かり保育」以外の一時預かり事業は私立の2ヶ所で実施していましたが、以下のように廃止されたため、現在は子育てネットかんまき、託児グループ「ひまわり」のみとなっています。

- ・こどもの森上牧園（平成30（2018）年3月末で廃園）
- ・やまびこ保育所（令和元（2019）年6月末で一時預かり事業を廃止）

## （6）病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

現在、「ぞうさんのおうち」（大和高田市内／利用定員：1日10名）と提携して実施しています。また、広域連携により「西和地域病児保育室 いちごルーム」（三郷町内／利用定員：1日6名）が令和2（2020）年1月から新たに開設し実施しています。

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	115	111	109	105	102
確保方策	504	504	504	504	504
（参考）第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
	24	51	15	87	90

## （7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子どもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する子育て中の保護者を会員として、その援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助の連絡や調整を行う事業です。

現在、上牧町では未設置となっていますが、子育て援助活動の一環として、子育てネットかんまき、託児グループ「ひまわり」を実施し、地域の子育てサポーターが子どもの託児を行っています。

ファミリー・サポート・センター事業については、今後も引続き実施できるよう検討していきます。

## (8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする事業です。

上牧町では、令和2（2020）年度に母子保健型の事業開始を目指しており、子育てに関する様々な相談や保健・医療・福祉などの関係機関との連絡調整、情報提供などが円滑に行える体制づくりに努めていきます。

（単位：か所）

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
（参考）第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	0	0	0

## (9) 妊婦健康診査

妊婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行います。内容は問診、計測、血液検査、超音波検査、診察、保健指導などです。

今後もすべての妊婦を対象に健康診査の受診を啓発・推奨するとともに、14回分の受診の助成を継続します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数	172	169	160	155	148
	検診回数	1,204	1,183	1,120	1,085	1,036
（参考）第1期計画の中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）	
	対象人数	169	186	185	187	182
	検診回数	1,231	1,313	1,295	1,348	1,219

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続します。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	97	93	90	86
確保方策	100	97	93	90	86
(参考) 第1期計画 の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
	102	108	105	109	106

## (11) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

今後も、養育支援が特に必要と認められる場合には、その家庭に対して育児・家事の相談や必要な支援を行います。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画 の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
	0	0	0	1	3

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

上牧町では、令和元(2019)年10月から新制度未移行の幼稚園(私立幼稚園)の通園者に副食費(おかず代)の補助を実施しています。

- ◆対象者：年収がおおむね360万円未満(市町村民税所得割課税額77,101円未満)の世帯の  
子どもの保護者  
小学3年生以下の子どもから数えて第3子以降の子どもの保護者

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

事業の必要性も含めて今後も引き続き検討していきます。

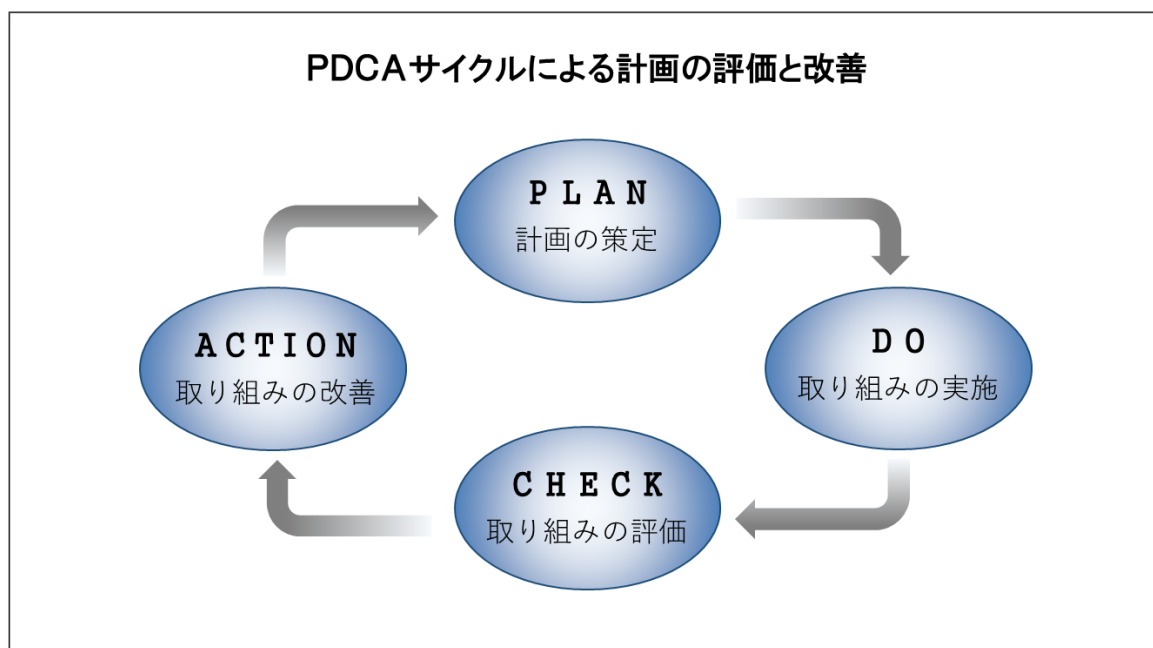
## 第8章 計画の推進体制

### 1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

### 2. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします。



# 資料

## 1. 上牧町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 3 月 22 日  
条例第 8 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に係る施策に関する事項を調査審議するため、上牧町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、上牧町子ども・子育て支援事業計画策定に関する子育て会議その他の合議制の権限に属された事項その他次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援、放課後児童クラブ等子育て支援に関する事項
- (2) 幼保一体化の推進に関する事項
- (3) 子ども・子育て家庭への支援に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(会議の組織及び運営)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員 25 人以内をもって組織し運営する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員)

第 4 条 委員の任期は 5 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第 7 条 子育て会議は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、町長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 子育て会議は、調査審議の結果必要があると認めるときは、町長に対し意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。

3 町長は前項の規定による勧告に基づき講じた措置について、子育て会議に報告しなければならない。

(委員会)

第 8 条 子育て会議は、必要あるときは、委員会を置くことができる。

(雑則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 2. 上牧町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置規則

平成 25 年 2 月 22 日  
規則第 7 号

(設置)

第 1 条 上牧町子ども・子育て会議設置条例(平成 25 年 3 月条例第 8 号。以下「条例」という。)第 2 条に規定する上牧町子ども・子育て支援事業計画(以下「子育て支援事業計画」という。)について審議するため、条例第 8 条により上牧町子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 子育て支援事業計画の策定に関する事項
- (2) その他子育て支援事業計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は 25 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 町職員
- (4) その他町長が適当と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は第 2 条の目的を達するまでとする。

2 役職により委嘱されている委員が、その職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に子ども・子育て支援事業計画策定専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会は、支援事業計画に係る専門的な事項を調査研究する。

3 専門委員会の委員は識見を有する者及び町長が必要と認める者で構成する。

4 専門委員会の会議は、委員長が招集し、専門委員会の議長は専門委員の互選とする。

5 専門委員会は、調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第 8 条 委員長は、必要に応じて委員会及び専門委員会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、こども支援課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 上牧町子ども・子育て会議 委員名簿

◆平成 30（2018）年度（順不同、敬称略） ◎会長、○副会長

区分	役職名		氏名
学識経験者	関西女子短期大学	保育学科講師	○福留 要子
児童福祉	上牧町立第Ⅰ保育所（公立）	所長	萩原 利津子
	西大和黎明保育園（私立）	園長	喜田 秀夫
	学童保育所	学童指導員	中村 明美
教育	教育委員	委員	宮城 美和
	上牧幼稚園（公立）	園長	今中 希早子
	片岡台幼稚園（私立）	園長	辻井 典子
	町PTA連合会	会長	斉藤 恵子
関係機関	上牧町社会福祉協議会	事務局長	植村 隆弘
その他	子育てネットかんまき（地域の子育て支援団体）	代表	谷口 幸子
	奈良県中和保健所	所長	山田 全啓
	奈良県高田子ども家庭相談センター	所長	廣田 明美
	子育て支援拠点事業		岩国 理奈
	第Ⅰ保育所保護者会（公立）	会長	吉田 唯
	西大和黎明保育園保護者会（私立）	会長	新谷 亜矢子
	上牧町小地域ネットワーク連絡会	会長	◎藤井 照雄
町	住民福祉部	部長	濱田 寛
	教育委員会	教育部長	塩野 哲也
	生き生き対策課	課長	林 栄子
	教育総務課	課長	丸橋 秀行



区分	役職名		氏名
学識経験者	関西女子短期大学	保育学科講師	○福留 要子
児童福祉	上牧町立第Ⅰ保育所（公立）	所長	佐野 美香
	西大和黎明保育園（私立）	園長	喜田 秀夫
	学童保育所	学童指導員	中村 明美
教育	教育委員	委員	暁 公美
	上牧幼稚園（公立）	園長	今中 希早子
	片岡台幼稚園（私立）	園長	辻井 典子
	町PTA連合会	会長	土井 明由美
関係機関	上牧町社会福祉協議会	事務局長	植村 隆弘
その他	子育てネットかんまき（地域の子育て支援団体）	代表	谷口 幸子
	奈良県中和保健所	所長	山田 全啓
	奈良県高田こども家庭相談センター	所長	廣田 明美
	子育て支援拠点事業		藤岡 育代
	第Ⅰ保育所保護者会（公立）	会長	川島 めぐみ
	西大和黎明保育園保護者会（私立）	会長	下地 さつき
	民生・児童委員協議会	副会長	◎渡邊 文彦
	公募町民		福井 希実
町	住民福祉部	部長	濱田 寛
	教育委員会	教育部長	塩野 哲也
	福祉課	課長	青山 雅則
	生き生き対策課	課長	林 栄子
	教育総務課	課長	丸橋 秀行

#### 4. 計画策定の経過

年度	月日	内容
平成 30 (2018) 年度	11月27日	平成 30 (2018) 年度 第 1 回子ども・子育て会議 ・ 現行計画の進捗状況の報告 ・ ニーズ調査について (調査項目、調査票の内容など)
	12月11日～ 12月25日	子育て支援に関するニーズ調査の実施
	3月27日	平成 30 (2018) 年度 第 2 回子ども・子育て会議 ・ ニーズ調査結果報告
令和元 (2019) 年度	7月31日	令和元 (2019) 年度 第 1 回子ども・子育て会議 ・ 現行計画の進捗と達成状況について ・ ニーズ量の推計と目標量の設定について ・ 計画骨子案について
	11月21日	令和元 (2019) 年度 第 2 回子ども・子育て会議 ・ 計画素案の検討
	1月8日～ 1月22日	パブリックコメントの実施
	2月18日	令和元 (2019) 年度 第 3 回子ども・子育て会議 ・ パブリックコメントの結果 ・ 計画最終案の検討

## 第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画

(令和2～6(2020～2024)年度)

令和2(2020)年3月

企画・編集 上牧町住民福祉部 こども支援課